

令和4年加美町議会第3回定例会会議録第1号

令和4年9月6日（火曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君
保健福祉課長	森田和紀君

子育て支援室長	鎌田 征 君
上下水道課長	齋藤 純 君
会計管理者兼会計課長	大場 利之 君
小野田支所長	内海 茂 君
宮崎支所長	嶋津 寿則 君
総務課参事兼課長補佐	遠藤 伸一 君
教 育 長	鎌田 稔 君
教育総務課長	上野 一典 君
生涯学習課長	浅野 善彦 君
代表監査委員	小山 元子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	猪股 良幸 君
次長兼議事調査係長	青木 成義 君
主幹兼総務係長	渡邊 和美 君
主 事	鈴木 智史 君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

会議に先立ちまして、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本議会はクールビズ対応のため、今会期中はノーネクタイとし、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年加美町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、資料のとおりとなっておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、文書で報告がありましたので、ご覧いただきたいと思ひます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番一條 寛君、13番伊藤信行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から9月22日までの17日間にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。よって、本定例会の会期は9月22日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、3番柳川文俊君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 柳川文俊君 登壇〕

○3番（柳川文俊君） おはようございます。9月に入ってもすっきりしない天気が続いておりますけれども、圃場の稲穂もかなり黄金色に実ってきました、このまま豊穡の秋を迎えてほしいなと願っておる次第であります。

それでは、本題に入りたいと思います。

記録的大雨による被害の状況と復旧の見通し及び被災者支援について。

7月13日未明から降り続いた記録的な大雨により、町内では、特に雨量の多かった中新田地区で集中的に被害が発生しました。国道や県道、町道などの土砂崩れや陥没等、さらには一般住宅をはじめとする床上・床下浸水、出穂間近の水田への冠水、土砂流入などにより甚大な被害をもたらしました。

これらを受けて、早々、これは7月26日第3回臨時会の補正予算に、第1弾として応急復旧などの経費約1億円が組まれたところであります。

災害発生から間もなく2か月、被害の全容も明らかになり、被災者にとっては一日も早い復旧が待たれるところでありますが、今後の復旧に向けた取組の内容等、次の4項目について進捗状況をお伺いします。

1点目、被害の全容と被害額は。

2点目、住宅への浸水等による被災者への生活支援、また、土砂撤去等小規模災害に対する町の支援策は何か。

3点目、通行止めとなっている町道鳥屋ヶ崎孫沢線を含む道路の復旧に向けたスケジュール等についてお伺いします。

4点目、今回の大雨で生かされた教訓はあるか。また、新たな課題は何か。さらに、これら課題等を踏まえた今後の災害への備えにどう取り組むか。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。本議会もよろしく願いいたします。

まずもって、さきの大雨によりまして被害に遭われました方々に心からお見舞いを申し上げたいと思いますし、また、ご支援賜りました多くの方々に心から感謝を申し上げたいと思っています。本当にありがとうございます。

では、1つ目のご質問であります被害の全容と被害額についてお答えいたします。

7月13日未明から降り続きました大雨によりまして、24時間の降雨量は、加美町としましては7月の観測史上最大の174ミリメートルが記録されております。また、期間を空けないまま、7月15日から16日未明にかけ降り続いた大雨の降水量は148.5ミリメートルとなり、特に中新田地区旧町内におきましては、1時間当たりの最大降水量が63ミリメートルという大雨に見舞われました。

次に、7月13日未明から16日未明にかけて降り続いた大雨による加美町の被害状況についてお答えいたします。

現在も調査を行っている段階であります。8月19日現在で、住家被害の一部破損が3件、床上浸水38件、床下浸水63件で、非住家への床下浸水や土砂流出等が25件となっております。

道路等の被害につきましては、国道・県道18件、町道115件、農道・林道115件、農業用構造物などその他として被害は全体で334件となっております。

農地等被害につきましては、農作物の冠水被害が188ヘクタール、農地ののり面崩壊や鉄骨ハウスの浸水等被害は95件となっております。

最後に、7月13日未明から16日未明にかけて降り続いた大雨による総被害額については、8月19日現在の調査段階ではありますが約6億1,800万円となっております。

次に、住宅浸水等による被災者への支援についてお答えいたします。

災害発生当日の第1次避難所開設に続き、床上浸水等により帰宅困難な住民を対象に、7月17日から第2次避難所を中新田交流センターに開設いたしました。

災害規模が明らかになるにつれ避難の長期化が懸念されたことから、並行して第3次避難所について検討し、7月22日から第3次避難所を旧母子生活支援センターに開設しております。第3次避難所につきましては、現在も前田地区住民6世帯14人を受け入れている状況であります。第3次避難所となりました旧母子生活支援センターにつきましては、閉館となってから1年以上が経過し、老朽化が進み、被災者の安全で安心な生活に向けた環境整備が必要でありましたので、急ピッチに行ったところであります。

各部屋におきましては、必要な生活家電や物品等についてもレンタル等で対応しております。また、保健師による保健観察や施設管理による各種相談対応、食料支援につきましても行っております。災害備蓄食料を提供したり、また、町内の企業2社から食品を頂戴いたしましたので、こういったものを提供しているということでもあります。

避難所以外の支援についてお答えいたします。

罹災証明書の申請におきまして、半壊または床上浸水と判定された住宅の世帯主に対し災害見舞金を支給しております。私、直接一軒一軒お回りしまして、状況も確認しながらお渡しをさせていただきました。

また、社会福祉協議会におきましては、災害ボランティアを派遣しまして、家財撤去や掃除など、3日間にわたり活動をしていただきました。ボランティアの半分以上が中新田高校の生徒さんと教職員でありました。高校生の体力、それから機動力が地域の災害復旧の場で大いに活かされたというふうにも思っております、大変頼もしく思っているところでございます。

第3次避難所の閉鎖時期につきましては9月末を予定しておりますが、引き続き、被災された住民それぞれの需要に合わせて支援ができるように柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、住宅の修理等に対する支援であります。

災害によりまして住宅が罹災判定で半壊、準半壊以上の被害を受け、そのままではお住みになれない場合には、応急的に修理をすれば居住可能となり、かつ、その世帯の資力が乏しいという場合におきましては、町が修理業者に修理を依頼しまして必要最小限の修理を行う住宅の応急修理事業を7月補正予算で予算化をし、実施をしております。この事業は、激甚災害指定を受けて災害救助法が適用されますと国の支援事業として実施できるのでありますけれども、今回加美町は対象となっておりませんので、床上浸水などの被害を受けた家屋に対して、町の単独事業として実施をしているところであります。本事業につきましては、罹災認定証明発行の際に対象となる住戸の所有者に周知を行いまして、8月末現在で、罹災判定の結果、対象戸数が13戸であります。そのうち4戸がこの住宅の応急修理事業を利用されております。

続きまして、農地と農業施設の復旧についてお答えいたします。

羽場地区の堤体が決壊したため池は、国の災害復旧事業によりまして復旧を目指しております。

その他の補助災害の適用とならない、また、小規模災害につきましては、町が災害復旧工事の依頼を受けて実施し負担金を納入していただく場合と、早期復旧のために自ら復旧作業を行い費用の一部を町が助成する場合、また、水利組合などが復旧工事を行い費用の一部を町が助成する場合がございます。この3パターンがありますけれども、この支援内容につきましては、全戸にチラシを配付し周知をしております。

次に、通行止めとなっております町道鳥屋ヶ崎孫沢線を含め、道路の復旧に向けたスケジュールについてお答えいたします。

7月13日から17日にかけて降りました豪雨、これによって被災した町道及びその他の道路関係等の被災箇所につきましては、7月13日分で12件、15日分で113件、合わせて125件となっております。そのうち、比較的規模の小さい土砂堆積や倒木等は、町の業務員直営で復旧作業を行っているところであります。

現時点で99件が建設業者を必要とする被災箇所となっております、そのうちの84件につきましては、災害協定を結んでおります加美町建親会、これは33社が加盟しておりますけれども、に応急復旧工事を依頼し、順次復旧を進めております。これらにつきましては、冬季前には完了する予定となっております。

残りの15路線につきましては、規模が大きいなど、国庫負担法に基づく災害復旧事業の対象となり得ることから、今後災害査定を経て実施したいと考えております。ご質問にありました町道鳥屋ヶ崎孫沢線につきましても、復旧規模が大きくなることを見込まれるため、災害査定を受けての復旧を予定しております。

災害査定を受ける道路の復旧に向けてのスケジュールといたしましては、9月26日の週に宮城県的设计書審査を受け、北部土木事務所管内市町の割当ての日程となっておりますのが10月24日の週と11月7日の週でありますので、この時期に査定を受ける予定となっております。災害査定が終わり次第、速やかに工事発注手続を行えるように努めてまいります。

なお、今回で公共土木施設災害復旧費の工事請負費について、3,000万円の追加の補正をお願いしておりますけれども、こちらは7月補正予算におきまして3,500万円を計上し、加美町建親会を通して実施しております単独債応急復旧分について、7月時点から箇所数が増えたことと、1か所当たりの被災度合いが令和元年台風19号のときよりも大きく、不足が見込まれるため補正をお願いするものでありまして、国庫負担法に基づく災害復旧事業分につきましては、災害査定後、歳入歳出の見込みがつき次第補正予算の上程を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4点目の今回の大雨で生かされた教訓はあるかというご質問にお答えいたします。

加美町におきましては、風水害や地震が発生した際の対応について、災害時初動活動マニュアルを作成しております。今回の大雨につきましても、仙台管区气象台よりの土砂災害や洪水等の今後の情報を基に、このマニュアルに沿って特別警戒本部や災害対策本部を設置し、情報を共有しながら、町民に対して早い段階で高齢者等避難を発令することができました。

一方、今回の大雨は、これまでにない予期せぬ大雨に見舞われたことによる短時間での冠水被害がありました。今後は、このような大雨を想定した災害対応を講じていかなければならぬ

いと考えております。

具体的には、今回の大雨による災害時対応について、各部で反省事項等の取りまとめを行い、検証をするとともに、仙台管区气象台からの土砂災害や洪水災害が発生するおそれがある情報が発令された場合、大雨による災害も想定し、早期の特別警戒本部や災害対策本部を設置し、自主防災組織と連携しながら、今回浸水等の被害に遭われた地区住民への早期の避難指示等の周知に努めていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染による自宅療養者や濃厚接触者の方が安心して避難できる環境を整え、今後の災害に対する備えをしていきたいと、このように考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 今回、3年前の台風19号による災害を上回って、雨量についても近年にない、経験したことない記録的なものとなりました。

町の災害対策本部から示された降り始めからの総雨量は、寒風沢で277ミリ、北川内で389ミリ、先ほど町長からも報告がありましたが、漆沢で201ミリ、中新田、これは観測値は大崎地方ダム事務所で427ミリ、特に中新田地区は7月15日午後11時から翌朝3時までの4時間で148ミリの大雨を記録しました。加美町の7月の平均降水量がここ5年間で174ミリであります。中新田の雨量と比較すると、僅か4日間で2か月半分の雨が降った計算になります。

ただいま町長からも説明あったとおり、農業施設や住宅の浸水等、また、ライフラインである町道はじめ、国道、県道などの主要な箇所が一瞬にして破壊されてしまいました。まさに自然の脅威をまざまざと見せつけられた思いであります。

道路被害の最も多かった中新田地区を中心に、8月3日に総務建設常任委員会で10か所余りを現地調査しましたが、被害に遭われた鳴瀬地区のある区長さんからは、今回の大雨で名蓋川が越水し住宅や農地に被害が出たことに際しまして、とにかく河川内の木や草を刈ってもらって流れをよくしてもらいたい。7年間で3度も田んぼに被害を受けたと。県の対応は遅い、みんな怒っていると。地区民の要望を実行に移してほしい。こういった、ふんまんやる方ないお話を伺いました。町長にも届いていると思いますが、どのように受け止められたかお聞きします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 区長さん方がおっしゃるとおりです。再三、町としても県に要望してまいりましたけれども、なかなか工事が実行されていない、されてこなかったということが大き

な原因だと思っておりますので、我々も早速、高橋県議、それから建設課長と北部土木事務所にお伺いしまして、この名蓋川の改修につきましては、大崎のみならず、中流域、上流域も含めて、速やかに改修するようというふうな訴えをしてまいったところでもあります。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 先日、浸水区域内を流れるこの名蓋川の現状を見てきましたが、やっぱりところどころで木が生い茂っていたり、それから土砂で川幅が狭くなっている箇所が見られました。

堤防決壊で大規模水害に見舞われた古川の矢目地区では、今、多田川の合流地点付近で河川内の堆積土砂の撤去が急ピッチで進められております。

今後のことを直視すれば、抜本的な対策としては、河川の改修以外には全く選択肢はないと思いますけれども、河川整備は下流側から整備するのが大原則と言われて、そのためにやっぱり長い年月と莫大な費用、それから、流域の土地所有者の了解を頂く、これは大変大きなハードルではないかなと私も承知しております。

町内には、名蓋川に限らず、同じ状況の河川が多く見られますが、鳴瀬地区の区長さんがお話ししたように、流れを阻害する立ち木を伐採することで少しでも被害が軽減されるとしたら、ここはやっぱり河川管理者である県に働きかけていただきたいし、河川整備についても、鳴瀬川総合開発期成同盟会などを通して強く要望活動をすべきと思いますが、再度町長の考えをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

河川管理者は、まず、鳴瀬川で今、鳴瀬川ダムを造っているところ、筒砂子川になるんですが、筒砂子川の一部が国管理、あとほかの鳴瀬川の部分、あと名蓋川、あと多田川などは県管理ということで、主に、過去の平成27年でしたり、令和元年でしたり、今回も7月に要望に行っているんですけども、河川改修の、河川整備とか河川改修の要望については、主に県のほうに働きかけをしているところでございます。

議員さんさっきおっしゃったように、なかなか下流からの整備ということで、なかなか中流、上流までは来られていないんですけども、一応そういった形で要望はしているところです。

あわせて、毎年、宮城県の予算編成、次年度の予算編成の際の施策に関する要望というのが照会とかでありますんで、そちらのほうにも名蓋川、多田川のほうの堤防補強でしたり、かさ

上げでしたりといった要望は、毎年継続的にさせていただいております。

あわせて、国のほうにも政府予算編成に関する要望というのも毎年ありますんで、そちらのほうにも鳴瀬川、今、県管理になっていますけれども、国直轄管理していただくような要望というのは出させていただいております。

それで、この前、鳴瀬の区長さん、名蓋川、川表側って言うらしいんですけど、川の内側ですね、内側のところ川表側って言うんですけども、その支障木とかがいっぱい生えてきているんで水の流れを阻害していると。台風シーズンに向けて何とかしてほしいという要望が、総務建設常任委員会で現地調査行ったときに要望ありましたんで、次の日に一応県のほうにその相談といいますか、要望をさせていただいております。それがあってというわけではないんですけども、今、県のほうで名蓋川の多田川合流点から加美町の国道347号のところまでの区間の支障木伐採のほうは、一応業務発注をしているというところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 引き続き対応方をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど生活者の支援についてお話を承りましたけれども、今回、見舞金の支給をはじめ、罹災・被災証明の発行、それから災害ごみの受付、これらも混乱もなく、私は総じて町の対応は素早かったのではないかなというふうに思っております。

今回、社会福祉協議会におきましては、先ほど町長からもお話がありましたように、ボランティアを募って7月23日から3日間、町営前田住宅、それから城生の一般住宅の後片づけに従事していただきました。聞くところによりますと、社協としては初めての活動で、作業に当たったボランティアの方からは、こんなにひどいとは思わなかったという感想が出されたほかに、被災者からは何度も感謝の言葉があったそうです。暑いさなかの力仕事、運搬作業に従事されたボランティアの皆さんに、改めて敬意を表したいと思います。

次に、平成27年9月の関東・東北豪雨、それから令和元年10月の台風19号に続いて、今回も農地や農業施設の復旧に対し、町の支援策についてお話がありましたが、既に自力復旧した方もいると聞いております。稲刈りシーズンはこれからで、刈取り後の土砂撤去、それから水路の補修等で、農家の負担もどのぐらいになるか想像もつきません。支援策については、チラシの毎戸配付等で周知を図るとのことですが、申請手続等を簡素化して、漏れなく支援が行き届くようお願いしたいと思います。

それから、次に行きたいと思ひます。

国道や県道以外に、町道で115か所が被害を受けたということですが、とにかく今回の雨の降り方というのは尋常ではなかったんですね。飽和状態の地面に追い打ちをかけた15日からの大雨で一気に崩れた、これは容易に想像できます。

冒頭でお話ししたとおり、現在も通行止めとなっている町道鳥屋ヶ崎孫沢線、それから孫沢白子田線、この2路線について、陥没した現場と、それから当時の状況を写真でもって説明したいと思います。タブレットをご覧いただきたいと思います。傍聴されている方はテレビの画面をご覧いただきたいと思います。

こちらは鳥屋ヶ崎側から撮影したものであります。孫沢と鳥屋ヶ崎の境にある西沢を横断する町道が17メートルにわたって陥没してしまいました。地元の区長さんの話を聞きますと、何年前にも同じ場所が崩れ、そのときは山からの排水処理や蛇籠で補強していただいたと。ここが通れなくなると、大きな災害が来たとき行き場がなくなってしまうし、子どもたちにとっても重要な道路であると。同じやり方では、工法ですね、また崩れてしまうかもしれない。どのように復旧するか分からないが、長い目で見れば橋を架けてほしいし、とにかく一日も早く復旧をお願いしたいと、こう訴えておりました。

2枚目の写真に行きたいと思います。

7月16日の被災地の道路状況です。警戒に当たった消防団員の話では、16日の午前2時過ぎに地区内を回ろうとしたら、陥没したところは崩れかけていたので引き返し、県道は冠水で通行できなかつた。孫沢川に架かる橋も穿孔されていたが、強行突破して工業団地に抜けたところ、坂道の道路も土砂が崩れていたとのことでもあります。

孫沢地区は大雨のたびに県道が冠水する常襲地帯であり、この日も旧賀美石幼稚園から館山地区の交差点まで一時的に通行止めとなりました。集落の約1キロメートル先には緊急避難所の賀美石小学校、賀美石地区公民館があります。赤で示したバツ印は通行止めの箇所であります。

孫沢地区に限らず、これから台風シーズンを迎え、大雨などによる孤立化は絶対に避けなければなりません。災害査定終了後、速やかに工事を発注するということがありますが、路肩決壊などの被災箇所も多く、除雪作業にも大変支障を来すのではないかと考えております。

今回、道路陥没という最も被害の大きかった町道鳥屋ヶ崎孫沢線の復旧について、仮設の橋を設置する考えはないか7月26日の臨時会で質問しましたが、建設課長からは、陥没した延長が長く、今のところ仮設で通すことは考えていない。地盤調査、資材の調達などの問題もある。本復旧までに要する期間をいかに短縮できるか検討したいとの答弁がありました。その後どう

検討されたかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

まず、区長さんのお気持ちとして、どのように復旧されるか、できれば橋を架けていただきたいという話があったということでございますけれども、今回、鳥屋ヶ崎孫沢線はちょっと被害規模が大きいので、先ほど町長の説明にもありましたが、国庫負担法に基づく災害復旧工事のほうで実施をしたいと考えております。そうした場合に、ちょっと現況復旧というのが大前提になりますので、橋を架けるとなれば道路改良工事の計画を立てた上で、そちらのほうでの整備ということになってござるを得ないということでございます。

それで、仮設の橋について、臨時議会の折にいろいろ資材調達の関係とか、そういったことで現段階では仮設のほうを考えていないと。今後またちょっとどういったことができるか検討したいということでお答えさせていただきました。

基本的にスパン、ちょっと今回被災した箇所が17.8メートル、高さが8メートル、被害規模が大きいもので、橋を架けるとすれば現場でいろいろ組んでいかなきゃいけないのかなと。そうすると、期間でしたり事業費のほうもどんどん膨らんでくるのかなというのがあります。ほかに、現存する町道のところに簡単に鋼材をはわせてとといいますか、置いてとといいますか、そうやって臨時的にやるということもあるのかなと思うんですが、鉄骨鋼材、規格品が12メートル、長さ12メートルが最大規格品、特注でも15メートルというふうに聞いております。ちょっと今回被災箇所が17.8メートルで渡し切れないので、やはり橋ということになると、現場でいろいろ組んでいかなきゃいけないのかなというふうに考えます。

また、あと主要道路とかで、よく道路改築の際に仮設道路橋というものも見られるところもあるんですけども、あらかじめ特殊部材がされた仮設材を保有している工事に当たるリース業の方が、そういったものを組むというやり方もあるんですけども、特殊部材と部材を組み立てるための大型重機が現場まで乗り込めるかということもございます。

今回は、あくまでも現況復旧ということでやらせていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 何ゆえこういった質問したかといいますと、旧宮崎町時代にも、今回の孫沢地区と同様に、町道旭寒風沢線、寒風沢集落の入り口のハナコスリザカというところが大雨で陥没して、これもやっぱり通れなくなりました。当時、集落から週3回、宮崎の医療機関に患者輸送車が運行されていまして、やっぱり止めるわけにはいかなくて、一日も早い復旧が

急務でありました。そこで、応急復旧工事として仮設の橋を架けたことが私鮮明に記憶に残っております。そういった経験を踏まえて今回提案させていただいたところでもあります。

復旧までに避難を要する災害が発生したときのことを考えますと、やっぱり全面的な通行止めというのは集落が孤立するかもしれないんですね。ですから、できれば、さっき建設課長のお話では、仮設の橋はちょっと難しいってお話ですから、ちょっと私も一步引いて、できれば人が通れる程度の、よく工事現場などで使う単管ですね、こういったものを利用した仮設の橋というものを短期間で設置できるのではないかと。まだ査定まで時間ありますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 人が通れる程度でもいからということのご質問だと思います。

いずれちょっと仮設構造物については、事業費が単費になるということもあります。あと、現場の被災状況を災害査定までちょっと残しておかなきゃいけないということもありますので、ちょっとそれを踏まえながら、課内でちょっと考えさせていただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。

今回の大雨で町から3件の緊急速報が発令されました。最初は7月15日午後5時、高齢者等への避難発令、2件目は7月16日午前2時10分、中新田地区に避難指示の発令、それから、3件目が同じ日の午前4時10分、これは鳴瀬地区、これは平柳、下狼塚、雑式目に避難指示の命令、発令ですね。これらのエリアメールは、公的機関からのこういった情報を基に発令されたかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。よろしくお願いたします。

まず、7月の大雨の対応につきまして、多くの方々にご協力、ご尽力をいただきましたことをご感謝申し上げます。ありがとうございました。

ただいま柳川議員のほうからいただいたご質問にお答えしたいと思います。

避難指示を発令する件について詳しくというお話でございました。

災害時の避難指示等の判断基準につきましては、国のガイドラインと加美町災害時の避難指示等の判断、伝達基準を基に行っております。避難指示等の種類と発令の考え方については、

仙台管区気象台からの気象状況と災害が発生するおそれのある情報を参考に実施しております。

加美町において災害発生のおそれがあり、避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならぬ段階の状態のときに発生する警戒レベル3の高齢者等避難、あと、災害のおそれが高く、人的被害等の危険等が高まっていると判断されたときに発令する警戒レベル4の避難指示、あと、災害が発生し、または切迫しているときに発令する警戒レベル5の緊急安全確保の3つの各情報の避難をする必要な地域を示して発令してございます。

今回の大雨に対する避難指示等につきましては、仙台管区気象台より大雨警報に土砂災害を含んだ発表がなされたために、加美町災害警戒本部2号配備を配置して、高齢者等避難を決定し、大雨による浸水被害が想定される鳴瀬地区、あと、土砂災害が発生するおそれが想定される広原地区、小野田地区、宮崎地区全域に発令させていただいております。

その後、午前零時に、仙台管区気象台より加美町に土砂災害警戒情報が発表されましたけれども、その後すぐに大雨警報、浸水害、洪水警報が発表されて、大雨による災害が発生して人的被害の危険性も高まったことから、加美町災害対策本部3号配備に切り替えまして、中新田地区に警戒レベル4の避難指示を決定して発令してございます。

その後に名蓋川の越水が始まったために、鳴瀬地区の平柳、下狼塚、雑式目行政区に避難指示を発令いたしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 結果として、5か所の避難所に最大100人が避難したわけですが、対策本部として、避難者の行動とか、今回のこの避難者数についてどう捉え評価しているのか。また、どういった年代層の方が避難したのか、把握してありましたらご説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

ただいまいただきましたご質問に対してご回答させていただきたいと思っております。

今回の大雨による避難所への避難指示に関しましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、大雨が発生した時間帯が深夜未明ということもございました。また、激しく雨が降っていった状況でございまして、動かずに自宅等で避難した方が多かったというふうに考えております。日中に今回と同じ大雨が降ったとすれば、避難者は増えていたかと考えております。

次に、どういった年代層が避難したかということでございますけれども、一番多かった年代

層につきましては80代以上、18%でございました。あと、2番目に多かったのは70代、17%、あと、3番目については60代、16%、あと、4番目は30代、15%となつてございました。そのほかの年代につきましては4%から9%の推移となつてございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 加美町も高齢者世帯が増加しているわけですがけれども、直近で、65歳以上の1人暮らし、2人暮らし、それから3人暮らし高齢者世帯がどのくらいあるか教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいま高齢者のみの世帯ということでご質問いただきました。

在宅の65歳以上の高齢者のいる世帯ということで、1人暮らしの世帯につきましては1,238世帯、2人世帯につきましては979世帯、3人以上の高齢者の世帯ということで112世帯、合計しまして2,329世帯の高齢者のみの世帯が現在あります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。今の状況をお聞きしますと、全世帯の約3割近くが高齢者世帯ということが分かりましたけれども、在宅で生活している高齢者の中には、歩くのに不自由な人、それから移動手段のない方もたくさんいらっしゃると思います。大雨などの緊急時に、災害弱者と言われる高齢者等の避難誘導を含めた情報発信により、いかに安全な場所に避難させるか、取り組む大きな課題の一つではないかと思ひます。

先般、全員協議会におきまして、佐々木弘毅議員からも高齢者の避難方法について提案がありました。それは、町内の介護施設にある車椅子専用の送迎車を災害時に活用する。そのため、施設間で連携した避難所への誘導訓練なども大事なことではないか。ここは町が音頭を取っていただきまして、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひますが、その考ひがあるかどうかお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

ただいまいただきましたご質問についてお答えさせていただきたいと思ひます。

今回の大雨により避難所へ避難した方々の多くは、高齢者の方が多かったということもございます。また、今までにない大雨による災害が発生しているという状況でもございます。このことによって、今までと同じ災害対策のみというわけにはいかないのかなというふうに思っております。

今お話しいただいたその対策の一つでございますけれども、町が音頭を取って介護施設の車椅子専用送迎車を活用して訓練等を行うということに関しましては、今後、内容等を検討していきたいというふうに考えております。また、町内の介護施設への理解とか、いろいろご協力をお願いしなければならないというふうに思っておりますので、今後、介護施設等のところで打合せ等を行っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、この集中豪雨を引き起こす線状降水帯の気象現象、これ頻繁に聞かれるようになりました。国は線状降水帯の発生予測を、2年後に県単位、7年後の2029年には市町村単位まで整備するとしております。ピンポイントで線状降水帯の発生予測というものが半日前から発表される。このことによって早めの避難が可能となりますし、あらかじめ自分の避難先を決めておく、気象状況等も考慮した避難訓練も大事ではないかと思っております。

それから、最近ではスマートフォンの普及で利用者同士が交流できる会員制の交流サービス、会員制のサービス、SNS。中でもLINEの利用率というものが8割を超えているデータがあります。一方通行の町からのエリアメールと違って、LINEは双方向での情報収集がリアルタイムでできる大きなメリットがあります。これらを活用することで、特に災害弱者である高齢者等の被害状況の把握、救助活動にも役立つのではないかと思います。今後取り組むえがあるかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長でございます。

今、災害関係ということでご質問いただきましたけれども、現在、加美町においての災害時の情報発信につきましては、携帯電話を利用したエリアメールによる避難指示、あとはメール配信による消防団への連絡、あとは職員招集等メール配信を行ってございます。

また、今年の2月に、ヤフー株式会社と災害時に係る情報発信等に関する協定を結ばせて

いただいております。皆様にヤフー防災アプリの登録についても広く呼びかけを行っておる次第でございます。

災害時の情報発信だけでなく、双方向でやり取りのできるLINEの活用ということでございますけれども、こちらは必要というふうに考えてございます。ただ、それには多くのLINEのユーザー様にご登録をしていただくということも考えなければいけないということもございます。

加美町全体としての様々な便利性的な機能を備えた内容を検討していかなければならないというふうに考えてございます。今後、加美町役場全体として、ご意見いただいたことについては考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。

災害は忘れた頃にやってくるという、昔から大雨や地震が来るたびに聞かされてきました。温暖化による異常気象で百年に一度、数十年に一度といった災害が、今は数年のサイクルで発生しており、今後は毎年起きることを覚悟しなければならないと思っております。

先日、応急工事をしている建設業者に状況を伺ったところ、災害関係の仕事は増えているが、技術者がいなくて大変だということでした。発注者側の町としても、通常業務に加えて、復旧のための業務は待たなしで対応していかなければならない。技術者不足は町も同様ではないか、大変危惧しているところでもありますけれども、実態はどのようになっているかお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

ご指摘いただいたとおり、今現在、通常の業務に加えまして災害復旧の業務が加わっておりますので、担当課、担当者には大変負担が多くなってきている状況でございますので、各課と連絡を取りながら、負担が集中しないように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

技術者、技師の数も限られておりますので、応援ができるところにつきましては、その課の枠を超えてちょっと応援をする体制も考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ぜひ、職員に過重、過度の負担にならないようお願いしたいと思います。

す。

最後に、今回の記録的大雨による災害については、いずれ検証作業が行われることと思いますが、これまで申し上げた課題等を整理しながら次の災害に生かしていただくと。長い歴史の中で、災害と闘いながら言い伝えられてきた先人からの「備えあれば憂いなし」「転ばぬ先の杖」、こういった言葉は、災害への備えに対する戒めであり、私は現代に通ずるものがあると思います。引き続き、災害に強いまちづくりに取り組んでいただくことを切望し、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、3番柳川文俊君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時5分まで。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告2番、12番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、再生可能エネルギー開発と自然環境の両立について伺います。

深刻化する気候変動問題を解決する切り札として、風力や太陽光といった再生可能エネルギーの導入の加速化が求められています。一方で、開発による環境への負荷を危惧する声も高まっています。環境保全団体WWF ジャパンは、地球環境の未来を考えたとき、温暖化対策と地域の自然環境は、対立させるのではなく、必ず両立させなければならないと主張しております。

2021年5月に地球温暖化対策推進法が改正され、今後は、地域が主体となって自然エネルギー設備の設置場所を選定することが求められます。また、環境影響評価への課題の指摘もあります。

町内で計画されている風力発電事業において、開発と保全の両立を図るため、町として、環境負荷を大きくしない開発を業者に求めるべきと思いますが、町の対応を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 再生可能エネルギーにつきましてのご質問、ありがとうございます。

私も、議員がおっしゃるとおり、この温暖化対策、これと自然環境の保全、これは決して対立させてはならないと、両立させていかなきゃならないと。実は、これは表裏一体であるというふうに考えております。まさにSDGsの考え方はここにあります。持続可能な開発目標ですから、開発をするなどということではなくて、自然と調和を図りながらするべきだというのがこの考え方だと私は理解しております。

近年の記録的な大雨、非常にこれは激甚化、そして頻発化しております。先ほど申しましたように、今年の7月15日からの大雨によりまして、加美町でもこれまでにない被害がございました。年々気温も上昇しておりまして、猛暑による熱中症、これのリスクも高まっております。

こういった地球温暖化による自然災害の発生、気象変動による自然環境の破壊、これは大変懸念されております。これは世界的に大きな問題になっております。昨今のニュースでも、パキスタンだったでしょうか、もう氷河が解けて3分の1がもう水没しているという状況にあります。こういったことも世界中で起きております。まさに地球温暖化によるこの災害、我々はこれに真剣に立ち向かわなきゃならないというふうに思っております。

IPCCという組織、これは気候変動に関する政府間パネルであります。この第6次報告書では、人間の影響は少なくとも、過去2,000年間に前例のない速度で気候を温暖化させてきている。世界中の全ての地域で多くの気象や気候の極端現象に既に影響を及ぼしている。つまり、この温暖化が全世界で極端現象、気候、気象の極端現象に影響を及ぼしていると、これが事実でございます。

国では、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しておりまして、第6次エネルギー基本計画では、安全性や安定供給などを大前提に、再生可能エネルギーを最優先の原則で取り組むということにしております。当然、町といたしましても、地球温暖化の影響を緩和させるため、再生可能エネルギーの導入は必要であると考えております。

しかしながら、災害や健康被害を誘発するような事業は、これは進めるべきではないというふうに考えておりますので、こういった考えに基づきまして、これまでも事業者に対して強く意見を申してきております。その対応については今後も変わることありません。

なお、環境影響評価でありますけれども、これは、環境負荷を軽減するために、事業者は環境負荷を低減させる事業計画を検討するようというこのためのこれは法律であります。町としては、3回意見を述べる機会がありますので、これまでも厳しい意見を述べてきておりますし、今後もその姿勢には、先ほど申しましたように、変わることがありません。

JRE宮城加美町ウインドファームを例に取りますと、環境保全の観点などから地区縮小や

基数の削減が行われまして、当初計画では18基設置する発電施設が10基に減らされております。

議員ご指摘のように、再生可能エネルギーの整備計画につきましては、開発と環境保全の両立が図られる事業となりますように、個別の事業内容に応じて、町としても慎重に対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） WWFの考え方に共感する部分もありますので、WWFの考え方を参考にしながら、ただいま町長から理念的な部分での答弁もありましたけれども、引き続き理念的な部分について伺っていきたいと思います。

温暖化対策と自然保護の両立の上で鍵になるのは、1つは、省エネの徹底によってエネルギーの消費量を減らし、発電施設の設置数を減らすこと。2つは、環境負荷の少ない開発に適した適地を明らかに、そこで建設する。3つは、開発の影響を抑制する環境影響評価の早期の見直しが必要との指摘していますけれども、このような意見に対して、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、環境影響評価法についてお話をしたいと思いますが、これは平成24年度に導入された法律でございます。ですから、皆さん方、様々風力に対してのご懸念がありますが、平成24年にこの環境影響評価が導入された前の事象とその後の事象と、これははっきりと区別をして考えるべきだと思っております。

確かに不備な点はあるかと思いますが、かなり厳しい法律です。ですから、事業者は4年、5年かかるんですね。その間、町からも意見が出されます。そして、県の技術審査会、ここから厳しい、非常に厳しい意見が出されます。国での専門家委員会からも厳しい意見が出されます。これを全てクリアしないと事業は進められません。ですから、完全ではないかもしれませんが、私は、かなりこの厳しい事業法律であって、このことによって乱開発といいますか、そういったことを防ぐことができていると思っております。

ただ、私1点町村会のほうに提案したことがあります。それは、最初の配備書の段階で住民説明会をこの法律は義務づけておりません。2段階目の方法書で初めて住民説明会を義務づけています。私は、これもっと最初の段階で住民説明会をして、住民の意見を聞きながら、理解を得ながら進めるべきだというふうに思っておりますので、町村会に提案をさせていただきまして、町村会の意見として、先月、国のほうに出向きまして、経産省等々に要望してまいったところであります。

ですから、完全ではないのですが、私はかなり調和の取れた開発をする上でこの法律が重要な役割を果たしていると思っておりますので、なお、不備な点は改善をしながら国としても進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

すみません、私、最後のこと言っちゃったものですから、最初の、すみません、もう一回、すみません、ごめんなさい。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、町長に省エネの部分と、まあ適地は答弁もらえませんでしたけれども、順次質問していきますので、そこでお答えいただければと思います。

省エネに関する事で、東京都が新築住宅への太陽光パネルの設置の義務化をしようとしております。また、政府も、2030年度以降に新築される住宅について、設置基準、水準の省エネルギー性能の確保と6割に太陽光発電設備の設置を目指すとしていますけれども、このように国民一人一人に対しても省エネの徹底、そして、自分たちでエネルギーをつくり出すことを求めているように思いますけれども、このような考え方について町長の見解を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員がおっしゃるとおり、節電、省エネ、プラス個人でもエネルギーをつくり出すという、こういった努力は必要だというふうに思っています。

町でも、かつては太陽光を設置する方に対する補助金を出しておりましたけれども、大分、太陽光設置の経費も安くなったということもありまして、これは現在行っていないわけでありまして、考えられることとしては、今、加美町でスマイル補助金というものを出しております。これ最大100万円出しておりますけれども、こういった中で、例えば、高气密住宅とか、屋根に太陽光を設置するか否かとか、そういったことでもって差をつけることは可能なのではないかというふうに思っていますので、もう一度制度そのものの設計をぜひ見直して、このスマイル補助金が省エネ、そして新たなエネルギーをつくり出す、そういった取組に寄与できるものになれば、なお、今、移住定住を目的としてやっておりますけれども、併せてそういったことも盛り込むための検討はしていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、適地ということで、改正温対法では、市町村にゾーニング実施を新たな努力義務として、開発してよい適地を促進地域として設定するように求めています、この件についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） このゾーニングマップですが、皆さんご承知のとおり、県では既に2018年に作っております。これは、県のほうが国の補助金を活用しまして、これ6月何日でしょうか、河北新報の記事ですけれども、低炭素社会実現に向け、県が2018年、風力発電を導入できそうな区域を示したゾーニングマップを作成し、事業者に設置を促してきているというふうに書いております。その中に加美町、それから大崎ですね、といったところが導入地域というふうになっておりますので、当然、事業者がそういったところに事業を計画するというふうなことになっております。

ただ、なかなかこれを町独自で作るとなると、大変なことだろうというのが正直な気持ちなんです。ただし、やはり町としても、今後このエネルギー政策をどうするかというふうなことについては議論をしていく、専門家のご意見も聞きながら方向性を示していくということは大事なんだろうなというふうに思っています。ただ、なかなかここが導入可能エリアですよということをどこまで町ができるかということは、少し研究をしていかなくちやないだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 次に、現在進められている風力発電事業についてお伺いします。

風力発電事業においては、4割近くのところで地域住民との紛争に発展しているケースや、環境負荷の高い場所での開発やそれに伴うトラブルが生じる状況にあります。このことは、開発における環境配慮の役割を担う環境影響評価制度が現状に十分対応できていないからとの指摘もありますが、このような指摘にはどのようにお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

今ご質問のありました再生可能エネルギー開発による環境負荷を低減しというようなことでございまして、それでも4割方の住民が反対をするような状況があるというご懸念でございませぬ。

町としても、現行の法律がございまして、それを遵守して事業を行っていくことが大事だというふうに思っておりまして、環境への負荷を低減、回避することができなければ住民の合意が得られないというふうに思っております。

川崎のウィンドファームのように、宮城県の環境影響審査会、こういったところで厳しい意

見が出されているように、やはり内容が自然の環境保全とかそういったものに抵触するようなものでありますと、認められない、進められないというような現状がございます。

町としても、地域の合意形成という部分では、環境影響評価の影響を低減するための手続でございますので、これを、ガイドラインなんかもありますけれども、町としては、先ほど町長が申し上げましたが、国に対して、再生可能エネルギー事業の初期段階から住民に対する説明を義務化するようにというようなことで、町村会を通じまして政府に要望させてもらったりしておりますし、事業者へはそういった懸念があるということはお伝えして、住民の不安解消に努めるというような対応をしております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 環境影響評価の中で、累積的影響への評価が十分でない点、それから環境大臣の権限が限定されている点、代表措置が十分行われていない点、地域との合意形成が不十分な点などが見直すべき点として指摘されておりますけれども、環境影響評価は10年に1回ぐらいずつ見直されてきて、これまでは、どちらかという開発を促進する形で見直しが進んだ部分もあると、期間の短縮とか、そんなこともあるみたいですが、今、順番というか、10年、来年度がその年度に当たるみたいですが、今、環境評価見直しがどのように進んでいるかとかというのは把握されているかどうか。どんな議論がされているか、把握されているか、お分かりになればお答えいただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） ただいまご質問にありました、まずは累積の影響、いわゆる最初に建てた風力施設をまず念頭に置きながら、次の計画をする事業者が、その影響を加味しながら建設を計画を進めていくというようなことにつきましては、やはり事業者のほうで、最初から建てるようなJREについては、その辺は必要なアセスメントを確認しながらやると。次に、その近くに、近隣に設置するというような場合には、それは、必ず累積を評価しながら進めるということになると考えております。

それから、環境大臣の関わりというところでは、再生可能エネルギーの種別ごとに環境審査顧問の方々による部会がございます。こちらのほうで、専門の方々によって環境大臣の意見の形成が図られます。ですので、心配されるような各動物であったり、放射線であったりというような意見が、環境大臣の意見として事業者のほうに意見されるというところでございます。

それから、そうですね、国の、今の会社の状況、検討されているよということではござい

すが、まだ正式に発表の段階ではなく、そのことについては、詳しくはちょっと今回は申し上げないというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 仮に来年改正されたとしても、現在計画されている事業は今の評価制度で進められるということだと思います。その辺はそうなんだろうなと思っていますけれども。

それで、さっきから環境影響評価が事業者が行って、各段階ごとに公表し、それが、さっきの答弁にもありましたけれども、環境評価技術審査会で審査されるということですが、この審査会のメンバーというか、どのような方が審査委員なのか、どのようにして審査されているのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

まず、県のほうからなんですけれども、宮城県の環境影響技術審査会、こちらは宮城県知事に意見を述べるというスタンスで審査会を開催しております。現在の常任委員ということで13名になってございます。大気質、騒音、振動、動物、植物、景観、放射性物質などの専門家により構成されております。

国のほうでもございまして、国のほうは、風力に関しましては環境省にございます環境審査顧問風力部会ということで、こちらの名簿が令和3年10月15日現在で13名の委員さんでございまして。電力中央研究所の上席研究員さんである方とか、各大学のいろいろ専門の分野の方々も委嘱されているというような状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ここに、この審査会に町民の意見とか、町の考え方とかも、町の意見というのも反映されるんだと思うんですけども、そう理解してよろしいわけでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように、かなり環境に関して、景観に関して、健康被害に関して、加美町からしっかりと強い意見を述べておりますから、そういったこともこの技術審査会の中で反映されるということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） この審査の状況というのは、これは誰でも知ることができるんでしょうか、知ろうと思えば。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

審査につきましては、ホームページ上、宮城県であれば技術審査会の議事録、それから傍聴も可能だということで、そういった手続をすれば一般の方もそういったものを見たり、情報入手するということが可能になっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 県も国もかなり厳しく審査するというお話ですけれども、万々が一、この再生可能エネルギー事業で事故というか、災害とかが発生した場合、この審査会とか、県、国の審査する部分の責任も問われるということになるんでしょうか。そのためにかなり厳しく審査しているということなんですか。この辺は、もしお分かりでしたらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

今、許可をしたというところで、まあ仮にですけれども、何か事故とか起きた場合の責任というようなことですけれども、国のほうでは、そういうことにならないように、県もそうなんですけれども、非常に厳しい内容で審査をしております。

まず、被害を出さないという方向でしっかり審査されておまして、仮に、その上で事業者のほうの施設が何かあった場合については事業者の責任でというようなことで、そういった自分にはね返ってくるようなことがございまして、経営にも大変支障を来すというところで、事業者はそういうふうにならないように慎重に施設の建設を進めているというようなことでございます。それは、補償というよりも、そうならないように皆さん軽減、環境への負担軽減、それから住民のご心配事のないように払拭に努めて、健全な電力発電事業を行うというようなスタンスでやっているというようなことでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私から補足ですが、許可するのはあくまでも国でございまして。技術審査会が、この事業がいい悪いという判断をするわけではありません。風力に限らず、どんな開発行為もやはり自然に与える負荷というものが出てきますから、その負荷をできるだけ軽減するために、技術審査会で町の意見も踏まえて厳しい指摘をし、事業者に対して負荷を軽減するよという意見を述べると。最終的には国がこれを許可するというところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、加美町で計画されている風力発電事業の開発予定区域を各事業者ごとにお示しいただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

現在5つの事業ございます。そちらの位置的な概要ということでございますので。

まず1番目に、JRE宮城加美町ウインドファーム、こちらのほうの位置は、漆沢ダムの東側の位置するところの一般の私有地と、あと町の草地というようなことでございます。

2番目の、仮称ですけれども、宮城山形北部風力発電事業、これはちょっと広いんでございます。北は加美町と大崎市鳴子温泉の境、西は最上町、尾花沢市にまたがって、南は漆沢ダムの西側までの広い区域になってございます。

3番目が（仮称）大崎鳥屋山風力発電事業、こちらにつきましては、加美町と大崎市の境に位置してございます。大部分が大崎市側になってございまして、これは現在事業保留中でございます。

4つ目が（仮称）宮城西部風力発電事業、こちらは二ツ石ダムというところを位置、その位置からしますと北の東側のエリアになります。

5番目が（仮称）ウインドファーム八森山、これは加美町と色麻町の町境に計画されている位置となっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） なかなか、今、言葉で説明されてもなかなかイメージというか、ある程度はできますけれども、この辺の詳しく図面といいますか、そんな形で、町民もなかなか、関心ある方しか事業者の説明会等には行かれないと思うんで、広く一般町民にも、加美町にそういう計画があるわけですので、位置関係も含めて情報発信すべきでないかなと今思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 町では、広報紙等に事業説明会等の情報は提供しておりますが、掲示しておりますけれども、関心ない方はなかなか行かれないということだと思っております。

町としまして、広報紙でのちょっと特集も組みたいと思っております。事実と異なる、誤解

といいますか、情報も大分流れておりますので、事実に基づいた情報をしっかりと提供していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 風力発電事業での土砂崩れなどを心配する声もありますが、開発予定区域の山の勾配等の形状、それから今の活用状況、また、これまでの土砂崩れ等の発生状況等、掌握されていたらお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

開発が計画されているいずれの発電所の建設地も林地の林間部にありますので、保安林、土砂流出保安林、それから急傾斜地崩壊危険区域、地滑り危険区域なども含まれているところもあります。そういった中で、土砂流出防備とかにつきましては、県のほうで保安林整備事業とか、それから、砂防指定地のほうでは砂防堰堤工事とか、そういった県営事業で整備を行っております。民家がないところは、山が崩れてもあまり手をかけないというような現状もございます。

それで、町としては、そういった状況があるということは分かっていますので、意見書のほうにはそれらの項目を追加しまして、適切な調査をして、影響等評価を行って、その結果、回避する措置を講じていただきたいと。回避できない、十分に低減できない場合は、計画の見直しを行うことというようなことを申し上げてございますので、事業者はそれに真摯に向き合っていて、今それぞれ第2段階ですけれども、第3段階に準備書を出さなきゃいけないんですけれども、そこにその結果を示して、町のほうに、こういう対処をして軽減しますよということになると考えております。そういった状況で今現在調査しているというところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 分収造林区域に計画されている部分林保護組合の人たちは、林道、町道の整備が不足して、また、高齢化、後継者不足で荒れ放題になっている山が、風力の建設工事で林道が整備されることによって、木材の搬出などが便利になり、部分林が管理しやすくなるかと期待している声も聞きますが、現状の町の山の管理の現状と風力発電事業によって山の管理がどのような影響を受けるか、町はどう考えているかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

部分林組合の方々が森林整備を行うに当たって、まず、必ず林道を使って林産物の伐採したものを搬出であったり、管理するために通うというようなことは使うと思います。それ以外に、例えば、どのように配置されるかは今現在、私正確に分かっていませんけれども、風力発電施設を造りますと、管理するために管理道路必要になってきますので、それがどの程度その林道、森林整備に使えるかというようなところは、場所によっては使えるところもあるのかなと思っています。使うに当たっては、開発業者との協定等ございますから、そういったところに地元の方々の利便性向上、いわゆる地域貢献のために、そういった林道を使わせてくださいねというのは協定項目などにしっかり示して、そういう使うということを前提に、森林のほうもメリットあるようにというようなことになるのかなというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、私からも。

私の耳にも部分林組合の方々の声は届いております。やはり高齢化しておりまして、今後森林を管理する人がいないだろうと。恐らくどこの部分林でも、木を伐採した後、町にお返ししますというようなことになりかねないと思っております。これ大変なことだと思っております。ですから、しっかりと森林を管理していくということが大事でありますし、管理するためには、林道の整備、当然必要あります。そして、間伐した材をきちんと搬出して、それをエネルギーに変えていくという、そういう循環のシステムをつくっていかなければならないというふうに思っております。

森は放っておけばCO₂削減するわけではございません。年を取れば木もだんだん能力落ちていきますから、森を若返らせるということ、そのためにしっかりやっぱり森林管理をしていくということが大事でありますので、やはりここも議員が冒頭申し上げたような開発と環境の保全、こういったことをやっぱり両立させていくという観点から我々も判断していくということが必要だと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 環境に負荷をかけないでの開発ということで、現在、放射能汚染牧草の仮置場となっているところは、新たに開発する必要もなく、道路を造る必要もなく、何の環境負荷もかけることなく風力発電の適地かなと僕は考えますが、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、この風力発電を設置するということは、風況がよくなければこれ

は設置はできません。ですから、あそこは確かにあまり開発せず、使いやすい、道路からも近いですから使いやすい場所だと思っておりますが、まず、あそこの風況がどうかということが一番なんだと思います。ですから、事業者が調査をして判断することだろうと思っております。

また、なお、町としましては、汚染廃棄物の早期処理に努めてまいりたいと、そんなふうにも思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 法律上の手続きさえ踏めば、仮に地元との合意形成がなされていない事業や実際には環境負荷が高い事業であっても実質的に行うことが可能と聞いていますが、そうならないようにすべきだと思います。そうならないようにするため、町としてどのような、何らかの対応を取るお考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これまで説明してきましたように、環境負荷を低減しなければこの事業を進めることはできません。環境影響評価法に基づいてこの事業を進められておりますから、町の意見、技術審査会の意見、国の環境部会の意見、こういったことをクリアしなければ事業を進めることはできません。無視してはできません。これ誤解があるのであればはっきり申し上げます。それはできません。

さらに、事業者において、やはり住民の理解を得るというこの努力は、これはしっかりとやっつけていかなきゃならないと思っておりますし、町としても、そのところは度々申し上げます。

ただ、この住民理解を得る上で、やはり事実に基づいてしっかりと町民の皆さん方にもご判断いただくということが大事だと思っておりますので、やはり皆さん方も興味持って勉強していらっしゃる方もいるようでありますので、やはり事実が何かということということをしっかり見ていただきたいと、多面的に見ていただきたいというふうに思っています。

町の立場としては、この環境影響評価法という法にのっとって、しっかりと我々の役割を果たして、できるだけ環境負荷を低減した上で事業が進められるようにこれからも努めてまいりたいと思っております。当然、町民の声も、事業者、それから県のほうにも引き続きお伝えしてまいりたいと思っております。町民の声といっても実はいろんな声があります。ご心配していらっしゃる声は当然あります。そういったこともこれまでも伝えてきておりますし、今後とも伝えてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 地域環境への負荷をできるだけ小さくし、住民の理解を得、再生可能エネルギー開発が進むことを期待して1問目の質問を終わります。

2問目、デジタル弱者への支援について。

1つ、マイナポイント第2弾として、健康保険証の利用申込みや公金受取口座の登録でマイナポイントが付与される事業がスタートしております。自分のパソコンやスマートフォンから手続きできますが、自分でできない方への支援策はどうなっておりますか。

2つ、町長日記に、高齢者向けスマホ講座開設を予定してありますとありました。具体的な計画を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、マイナポイント第2弾についてお答えいたします。

第2弾がスタートいたしまして、多くのお問合せをいただいております。ご自分でパソコン、スマートフォンから手続きができない方には、住民窓口でサポートができる旨お伝えをしております。申請時、また受け取りのとき、いずれかの来庁の際に、ポイント付与の説明など、取得手続きの支援を併せて行っております。

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを作成しなければなりません。町では、身分証明書さえあればカードが作成できるPRポスターを作成するとともに、窓口、住民窓口で無料の写真撮影を行うなどして、カード申請やポイント取得のためのサポートを行っており、これも引き続き行ってまいることにしております。

続きまして、高齢者向けスマホ講座の開設であります。

政府は、このデジタル社会のビジョンとしまして、デジタルの活用によりまして、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を実現するということを掲げております。これによりまして、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化というものを推進するということになっております。

そういったことを受けて、町でも、ご質問のご高齢者向けのスマホ講座、こういったものを実施することにしております。総務省の事業でデジタル活用支援講習会というものがありまして、これを活用しまして現在開催を調整しております。

この事業は、デジタル機器やサービスに不慣れな方にきめ細かなサービスを行うと、サポートを行うことを目的としているものであり、スマートフォンの使い方からマイナンバーカード

やマイナポイントの申請方法などを学ぶことができます。どなたでもこれは無料で参加できる講習会ですので、公民館等を会場に実施してまいりたいというふうに考えております。日程あるいは内容等々が決まり次第、町民の皆さん方にもお伝えをして参加を促したいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） まず初めに、マイナンバーカードの交付申請も町でかなり支援してきましたけれども、現在の交付状況と、今回マイナポイント第2弾を受け取るためには、少なくともマイナンバーカードを9月30日まで申請しないとできないという状況にありますけれども、この辺の今現在のカードの取得と、それから9月30日までであるというこの辺の、まあ若干また延長になるんだろうなども想像はしますが、この辺どうなっているかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課長です。

マイナンバーカードの現在の状況についてお話しいたします。

マイナンバーカードについては、8月末現在で宮城県では45.2%の交付率になっております。加美町では、実際に交付率に関しては36%でしたが、本日現在、2万1,907人の人口に対して8,801件の申込みがございます。申請率に関しては40%の大台にやっとなりました。まだまだ低い状況でありますけれども、そのような状況になっております。

今後の予定に関してですが、議員さんおっしゃったとおり、9月30日までの申込みの方に対して、来年の2月までの申請ということでマイナポイントが付与される予定となっております。延長になるかどうかはまだ未定ではありますが、現在はそのような状況です。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） マイナポイント第2弾の申請期限はいつまでになっていますか。また、現在第2弾、健康保険証、それから公金受取の口座の手続をされた方はどのくらいか、町では掌握できるのか、この辺をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課です。

マイナポイントの受け取りの申請期限については、来年の2月までとなっております。

第2弾となります口座の登録と保険証の登録に関しましては、実際のどの程度の方が申請して

いるかという数字については把握できておりません。しかしながら、窓口に来庁した方については、ほぼ全員の方々についてお手伝いというんでしょうか、アシストしておりますので、その方に関しては手続を完了していると思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ポイントはどのように付与されるんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） 町民課長です。

ポイントに関しては、ご利用の、例えば、セブンイレブンのnanacoカードであるとか、WAONカードですね、そちらのカードについてひもづけされまして、申請と同時に、銀行口座もしくは保険証の登録したという時点で付与されます。

登録した時点で、第1弾のポイントに関しては、2万円チャージすることによって、その補助分、最大5,000円になりますが、それが補助になります。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証での窓口負担が10月より軽くなるとの情報がありますが、この辺はどのように、どのくらい、どう軽くなるんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまいただきました質問につきましては、今手持ちの資料ございませんので、後ほどご回答させていただきたいというふうに思います。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） マイナポイントの交付期限なり、付与なり、窓口での支援の状況とか、この辺もっともっと町民に周知する必要もあると思うんで、この辺の周知の徹底をお願いしたいと思いますが、もしお考えあれば。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（浅野 仁君） もちろん周知の徹底を、今回町独自でポスターを作成しまして、イオンであるとか、そうした大型スーパー店であるとか、商業施設にポスターの掲示もさせていただきました。ポスターの内容としましては、お買物の帰りに手ぶらでマイナンバーカードというようなタイトルになっております。

今後も免許証のひもづけであるとか、国のほうではいろいろ計画しているようですので、それに合わせまして、加美町でも普及率向上のために様々な知恵を絞りまして、課内一丸となりまして活動してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 高齢者向けスマホ講座については、かなり期待している高齢者の方も多いようであります。さきの答弁では、まだ具体的にいつからということはまだ未定のようなふうな情報も発信していただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほども答弁しましたように、分かり次第、きちんと広報等、様々な手段で周知をして、一人でも多くの方々にご参加いただきたいなというふうに思っています。

やはり、これからご高齢になっても、あるいは、逆にご高齢であるからこそ、こういったスマートフォンなどを有効に活用していくということが大事だと思っておりますので、しっかりと講座開設をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） じゃあ3問目に移ります。

非接触自動水栓への交換について。

接触による感染リスクを防ぎ、子どもたちが安心して過ごせるようにするため、小中学校、こども園などの手洗い場などの水道の蛇口を、ハンドル式から非接触の自動水栓に交換すべきと考えますが、お伺いたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、非接触型の自動水栓への交換のご質問にお答えさせていただきます。

これまで小中学校の手洗い場などの水道蛇口はハンドル式でありましたが、コロナウイルスの感染拡大を受けて、感染予防の観点から非接触型の自動水栓への交換を進めております。現在、本町におきましては、令和2年度より学校保健特別対策事業補助金を活用しまして、感染対策として必要と学校長が判断しました9校、11校中9校において、非接触型の自動水栓への交換を行っております。今後も学校長の意見を尊重しながら取り組んでまいりたいと思っております。なお、本町においては、センサー式の節水器を取り付ける形で自動節水型に換えているところでもあります。

一方、こども園でありますけれども、全てのこども園で児童が利用する手洗い場には自動水栓は設置されておられません。水道の蛇口を介した接触感染対策を十分講じているということでございます。保育部等々では職員が蛇口を開閉する。そして一緒に手を洗う。その後消毒をします。そして、園児自らが蛇口を、幼稚園部では園児自らが蛇口を開閉すると。きちんとハンドソープで手を洗いながら蛇口も洗い流すと。そして、その後消毒を行っている。こういった形で、保育部、幼稚園部共にしっかりと対応しております。また、職員がお掃除もしているわけでありまして、また、タオルは共用しないとか、こういった必要な感染対策をしっかり行っているところでございます。

こういった幼稚園部、保育園部も自動水栓へというお考え当然あると思いますが、ただ一方、子どもの発達段階で蛇口をひねるという動作ですね、こういった動作が子どもたちの発達に非常に重要なんですね。ですから、コロナ対策だといって全て自動化してしまう、人間が手をかけなくとも水が出てくる、水が止まる、ドアが開く、こういったことにしていきますと、本来成長過程で身につけるべき能力が身につかないまま成長してしまうと、こういった懸念もありますので、このところは、今、町としましては、こども園、保育所等については、これまでどおり感染対策きちんと取った上で、非接触型自動水栓への切替えを行わないというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 交換している小中学校9校ということですが、9校は全ての蛇口を非接触型にしているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。よろしくお願いいたします。

11校中9校でございます。小学校が7校で中学校が2校。流し場のうち、1つから半分くらいなので、手動式はその割合的に残っておりますので、全部はしていない状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 交換されていない2校はどんな理由でしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

センサーつきの簡易の節水器つけている学校もなんですけれども、そのほかに流し場に手指

消毒、あとは消毒液、あとは教室の前にも必ず感染防止の手指消毒液を備えておりますので、必ずしも自動化しなくても大丈夫だという考えはございます。

なお、それも、節水器を設置するというのも感染防止の一つでありますので、今後ちょっと検討していこうかなと思ってございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 節水の効果もあるということも言われていますので、その辺も考慮しながらお願いしたいと思います。

全国的、また県内に交換している状況というのは把握されているかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

全国的な割合はちょっと今調べていないんですけれども、大崎管内での整備状況でございますが、大崎市と美里町では特に対応していないということです。対応しているところが色麻町、あとは涌谷というところで、色麻に関しては自動水栓化、全部ではございませんけれども7台しているということでした。あと涌谷に関しては、加美町と同様、流しに1基ぐらいはこの簡易の節水器を設置している状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 子どもたちの反応といいますか、利用の状況とか、声とかというのはどんなものでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

やはり感染防止にもなりますので、子どもたちは手洗いに関しては自動水栓を使っている状況でございます。

なお、トイレに関しても整備している学校もございますので、あとは自動水栓、自動で流れる便器とか、そういうところも整備しておりますので、学校活動の中では便利にはなっている状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） こども園、幼稚園については、発達の観点からという町長の答弁もありましたが、仮に、民間のこども園とか、幼稚園、保育所からそういう要望があったときは、補助、まあ公立のもしていないから補助の考えはしないという、要請があったときもその要請には応えられないというお考えでしょうか。仮の話ですけれども。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

中新田保育所でいいますと、ディスタンス水栓ということで、こういったひねるタイプではなく、上下するタイプで実施しております。現在多くの園でそういったものを利用しているかと思いますが、そういったことで、町長申しましたとおり、発達の過程で大事なことで、それから、手洗いの技術であるとか、手洗いを含めた消毒等の習慣ですね、そういった形成について、園と家庭が連携してすることも必要ではないかと思っております。そういった考えでございます。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用して整備したところもあるようですけれども、この交換にこの交付金は活用できるのでしょうか。この辺お伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関わる部分の整備費用につきましては、交付金の活用は可能かと思われまいます。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） いろいろ今後も、この非接触型水栓も含めて、感染対策にいろんな、ほかの自治体でもやっているようなことも含めて、参考にしながら、感染防止に万全を期していただきたいことを要望して質問を終わります。

以上で終わります。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

先ほど保留にさせていただきました質問についての回答でございますが、マイナ保険証を利用した場合、10月から患者の初診時の負担軽減ということで、15円ほど負担軽減につながるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、12番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告3番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） それでは、通告に従いまして1点質問いたします。

企業による風力発電事業について、町の対応、方針等々について質問していきたいと思えます。

予想もしなかったロシアによるウクライナ侵攻という政治情勢が世界的なエネルギー供給問題に発展しています。国内においても、今月の2月の時点で原油の約90%を中東から輸入していること、日本のエネルギーの自給率は僅かに10%ほどであることに私は気づかされました。

政府は、昨年10月に新たなエネルギー基本計画を閣議決定し、2030年度に再生可能エネルギーの比率を36%から38%に引き上げるとしております。昨今の日本各地における風力発電事業計画はここに依拠していると思えます。

計画どおり実現可能かどうかについては大いに問題がありますが、そもそも経済活動を発展させたい、現代の便利で快適な生活は維持していきたいというライフスタイルの見直しとか、エネルギー消費量をどう抑え、そのエネルギーをどう確保していくのかなどについて、加美町でも話し合う時期に来ていると考えますが、どうでしょうか。

以上の点を踏まえながら、加美町と近隣市町村に計画されている風力発電事業の進捗状況と町の対応についてお伺いします。

1点目は、西部風力発電事業、日本風力エネルギーの配慮書に対する加美町の意見書、令和2年9月9日に提出しております。方法書に対する意見書、令和3年5月12日に提出しておりますが、その主な内容とその後の経過について。

2点目は、ウィンドファーム八森山発電事業、これは株式会社グリーンパワーインベストメントという会社なんですが、の配慮書に対する加美町の意見書、これも令和2年9月9日に提出しています。方法書に対する意見書、令和3年4月22日に提出しております。主な内容とその後の経過について。

3点目は、将来における加美町のエネルギー政策について。

以上、3点について質問いたします。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 伊藤由子議員がおっしゃるとおり、私も日本のエネルギー政策、非常に脆弱だということが今回のロシアのウクライナ侵攻で明らかになりました。自給率が僅か10%では、これはどうにもなりませんね。おっしゃるとおり、節電、節エネルギーという努力は、これは必要であります。

一方、エネルギーを化石燃料から再生可能エネルギーに転換していくということは、これはもう推し進めていかななくちゃいけない。これは国を挙げて推し進めていかななくちゃいけない、そういうふうに認識をしております。

そういった中で、環境影響評価についてでありますけれども、全ての事業は環境影響評価法に基づいて民間事業者が進めております。許可をするのは、これは国の権限であります。

しからは、町の役割は何かといいますと、町では5段階あるうちの3段階、いわゆる配慮書、方法書、準備書の各段階で県知事に意見を提出する、これが町の役割です。そういった町からの意見も踏まえ、県の環境影響評価の技術審査会で、厳しく業者に対して環境への負荷を低減するための意見を述べると。そして、それをクリアしていかなければ次の段階に進めないということですから、それを無視して事業を進めることはできません。ここも誤解があるようでありますけれども、はっきり申し上げます。これ進めることはできません。

では、町がどういった意見をこれまで県に対して述べてきたのかご紹介をしたいと思います。

1点目の宮城西部風力発電事業の、これ配慮書、第1段階です。配慮書に対する意見について、かなり多くの意見を我々が述べておりますが、抜粋してお答えしたいと思います。

全般的事項としまして、事業実施想定区域の大半が森林法に基づく保安林に指定されており、土地の改変や森林伐採等により、事業実施想定区域周辺だけでなく、澄川などの河川の下流域に居住する住民等への災害を誘発することが懸念されるため、災害の影響を適切に調査、予測及び評価し、災害を誘発する可能性がある場合は事業実施想定区域から除外することと述べております。

また、風力発電機設置予定範囲に、東京電力福島第一原発事故で発生した国の基準以下の汚染廃棄物一時保管場所が含まれているため、除外することなど、こういった意見を述べております。

方法書の2段階目での意見であります。住民にとって加美町の自然、景観、静穏は日常生活の一部であり、事業を進める上では住民等に対し広く周知し、十分な理解を得ることが不可欠である。このため、丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得ながら事業を進めること。

また、二ツ石ダムは、紅葉とダム湖面とのコントラストが織りなす景観が魅力の絶景スポッ

トであり、重要な紅葉の名所である。景観に風力発電が介在することになれば、景観への妨げとなることは必至であり、観光や地域経済への影響が懸念されるため、風力発電機が映り込まないように措置を講じ、回避できない場合は事業計画の見直しを行うことなどの厳しい意見を町は述べております。

そのほかにも、他の事業との累積的影響、騒音及び超低周波音、電波障害、有害鳥獣の生息環境、放射線の量、温室効果ガスなど、幅広く意見を述べております。

経過につきましては、環境影響評価に基づく環境調査が実施されており、併せて風況調査や風車設置位置の検証が、現在事業主において行われている状況であります。

2点目のウィンドファーム八森山につきましては、これは仮称でありますけれども、宮城西部風力発電事業と同様に、多くの意見を述べております。

違う意見といたしましては、小野田天ヶ岡放牧場事業実施想定区域から除外すること。新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった住民説明会に関して、住民に対して十分な説明がなされたとは言い難いため、感染対策を講じた上で住民説明会を行い、住民の声を直接聞くよう進めることなど意見をしております。

経過につきましては、方法書に係る宮城県環境影響評価技術審査会等の意見を基に、現地調査が行われております。併せて事業計画の熟度を上げるため、測量風況調査及び造成計画の検討が事業者の中で行われているわけであります。

3点目の将来における加美町のエネルギー対策についてというご質問であります。第二次加美町総合計画・基本計画の環境に配慮したまちづくりにおいて、現状と課題に、地域環境を守り、持続可能な社会を築いていくためには、再生可能エネルギーの利用促進や住民、事業者による省エネ対策の推進など、低炭素社会の実現に向けた取組が必要であるとされております。これは町民の代表、そして有識者なども含めてつくりました町の総合計画の中身であります。

また、施策の方向といたしまして、温室効果ガスの削減に積極的に取り組み、再生可能エネルギー利用の推進、支援、公共施設等への太陽光発電等の導入を推進するものとしております。

ご承知のとおり、公共施設の多くには太陽光発電、既に設置をしておりますし、やくらい施設にはチップボイラーが導入されております。また、かみでん里山公社によりまして再生可能エネルギーを購入し、そして公共施設等に供給をしております。また、家庭の木質バイオマス導入に対する助成補助、それから、生ごみの水切り運動やリサイクル促進のための分別収集、小型家電回収なども行っております。

今後も、基本計画に基づきましてエネルギー対策を講じていくこととなりますが、基本計画

の策定から既に8年が経過をしております。当時と状況が変わっていることもありますので、脱炭素社会の実現に向け、町としてどのように取り組んでいくのか十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

その中で具体的には、再生可能エネルギーの取組として、豊富な森林資源を有する本町の特性を生かしながら、木質バイオマスの活用による脱炭素先行地域への応募、これは環境庁が脱炭素先行地域100を国内で選ぶというふうに言うておりますから、ぜひそれに選んでもらえるように応募したいなというふうに思っております。

また、かみでん里山公社と連携したPPA事業、これ屋根貸し事業とも言われておりますが、こういった事業、それから省エネの取組としまして、省エネ設備の導入や奨励、また、CO₂吸収の取組としまして、適切な森林の整備と再生林のさらなる推進などを検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 最初に確認させていただきます。発言の中にもあったかと思いますが、町は、再生可能エネルギーは必要であるし、今後も推進していくという立場である、そういう姿勢で各事業の計画に臨んでいると解釈してよろしいでしょうか。よろしいんですね。

それで、そういったことを前提にこれからの質問を進めていくわけなんですけど、私は、最近の町民の、住民の皆さんの声を聞いていくうちに、町の姿勢とか考えが十分に理解されていないというふうに感じています。そのために事実が伝わっていつていない。そのために混乱が起きているというふうに、事実でないことが伝わって流布されている、それで混乱が起きているというふうに私考え、解釈、受け取っているんですけど、とても残念に思っておりますので、今日はあえて、今まで私、西部風力発電事業にもウィンドファーム八森山発電事業にも、何回も同じような質問してきました。でも、あえてもう一度、町がこんな姿勢で臨んでいるんだということを知ってもらうためにあえて取り上げました。

それで、また確認の2つ目なんですけど、業者は8月初めの集会、小っちゃな集会があったんですけど、その席上で、業者はゾーニングマップを参考にして加美町に建設計画を進めているわけではない。町長がどうも風力発電に対してウエルカムという姿勢があるからこそこんなに集中してきているんだと。ゾーニングマップによって来ているとは思われないがというふうな話で、私はゾーニングマップを参考にして業者はこの地域を選定したんだと思いますということを通信にも書きましたし、そう発言してきましたが、そういうふうに言われました。このことについて町の考えをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大分誤解があるようでございます。どうしてもこの事業は民間事業ですので、町がこの事業内容を正確に把握しているわけではございません。ですから、町がなかなかこの説明会開いて説明するというわけにはいきませんので、事業者に対して説明会を開催するように、これは度々お声がけをしておりますし、努力をしておりますけれども、なかなかこの説明会に参加する方もそう多くはないようでありますので、正しい情報が伝わっていないのではないかと考えております。町でも今後、大分町民の間に疑念、誤解があるようですから、積極的に発言していかなきゃならないというふうに思っております。

今ご指摘のゾーニングマップでありますけれども、これは先ほど申し上げたように、客観的なデータとして、情報としてお伝えしますが、2020年6月17日の河北新報、こちらに、宮城で大型風力発電の建設計画相次ぐと、県のゾーニングマップ追い風にと、県のゾーニングマップが追い風にと書いています。

ここで書いてあることは、先ほど申し上げましたが、低炭素社会の実現に向け、県が2018年、風力発電を導入できそうな区域を例示したと。ここに加美町も含まれております。ゾーニングマップを作成し、事業者を設置を促してきたことが背景にあるということでありますから、これは県が設置を促してきたと、促すためにゾーニングマップを作ったと。ですから、当然業者はこのゾーニングマップを見て、さらに、環境省でも風況データ出していますから、これを見ればどこが適地なのかということは当然業者は分かりますから、そういった風況のよさそうなところに事業計画を立てるということは、これは当たり前だと思います。風況のよくないところに立ててもこれは事業性が成り立ちませんから、これはあり得ない話でございます。これが事実でございます。

そして、ここの中で県が導入可能エリアというものを示しております、これは毎日新聞ですね、8月5日を見ますと、宮城県は1,752万円の助成金を受けて2016年に陸上と洋上のマップを作成に着手ということで、陸上では大崎や加美、丸森の一部など15地区を導入可能性エリアとしたというふうに書いてあります。これが事実であります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） その確認をきちんとしておきたいと思っておりますし、今ゾーニングマップについては、これは環境省のモデル事業として始まったことで、2016年から2018年までの間に15区域を導入可能性エリアとして紹介しているというのが、さきにね、前提としてあって、その

後に県が作ったという、製作したというふうな背景があります。付け加えておきたいと思いません。

それでは、具体的に入りますが、先ほど西部風力発電事業とウィンドファーム八森山の事業について、意見書の主なものを答弁していただきました。その中で一番大事だと思って私も2回ほど取り上げてきましたが、保安林の問題についてちょっと説明、質問していきたいと思えます。

最初に資料をお願いします。すみません、これは業者から頂いた資料なのでテレビにはちょっと映らない。タブレットにはありますので、タブレットをお持ちの方はちょっと、この資料だけは、ごめんなさい、議員さん見ていただきます。

持っていない方には大変失礼なんですけど、この地図を見てください。

これはウィンドファーム八森山の建設予定地の地図です。対象事業の予定区域は、緑の細い線で囲まれているひよろ長いこの地域です。その中の風力発電機の設置予定範囲は、赤の線で囲まれている範囲です。ですから、今の時点でどこに何基礎てるかというのは全く示されていませんし、まだ計画そこまではっきりしていないということです。

黄色い、すごい左下にある黄色い範囲は、これは保安林ですが、国有林の保安林です。緑で囲まれているその風力発電機の設置予定範囲、周りがあるように見えますが、範囲の中にもあります。緑で塗られている部分は、これも保安林ですが、これは民有林です。水源涵養のために植えられているというか、大事に育てられている保安林です。この図によると、ほとんどは水源涵養保安林が占めています。建設予定地から外れているところもありますが、ほとんどが保安林の中に予定地が含まれているというふうに言えるかと思えます。土砂流出防備保安林だったり、水源涵養保安林だったり、様々な保安林なんですかがあります。

ちょっと保安林を解除しないと保安林のところに建てるわけにはいかない。意見書でも、保安林のあるところには建ててほしくないというか、町としては保安林は解除しないという姿勢でいっているかと思えますが、国有林にしる、民有林にしる、保安林とか解除するという制約とか、手だてとかというのはどういうふうになっているのか、森林整備対策室さんにお伺いします。どういう手だてで解除していくのか。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長です。

ただいまのご質問ですが、保安林の解除についてのご質問でございます。

今資料のほうも見させていただきましたが、計画されている地域が民有林の中にあります保

安林ということでございますが、保安林に関しましての解除については、原則、保安林解除はしません。ただし、保安林解除の要件としまして、公共事業などの場合は、相談に応じて保安林解除もあり得るとというのが森林法の中でうたわれております。

また、保安林解除にしましても、今回、県のエリア的に地域森林計画の民有地に当たっていると思いますので、その中でも解除に関しましては、土砂の流出ですとか、排水機能の災害防止の計画、洪水調整機能などの水害防止の計画、水質水量などの水の確保の計画、残置森林配置などの環境保全計画などが盛り込まれているか、そのような設計書、図書の提出も義務づけられていますので、そちらの審査がかなり厳しいというように聞こえております。

保安林にしましても、民有地にしましても、保安林の解除はかなり難しいというふうに解釈しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 先般、県議の話を書くことがありました。宮城県のこれまで保安林の指定解除をしたことはないということだそうです。しかし、今おっしゃったように、国が再生可能エネルギーの普及推進に向けて指定解除するという可能性は残っているんじゃないかというふうなお話を受けましたが、それについて、仮にそういった傾向があって、そういった方向に進みそうだというふうなときには、加美町としてはどんな姿勢で臨めるものなのでしょうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 行政ですから、法律に基づいて行うということです。これ全てそうです。単なる感情で行政を進めるわけにはいきません。法律に基づいて行うということです。

この解除ですが、国有林は国、県有林、民有林等は、町有林も含めて、これは県が解除する権限を持っております。我々意見を求められますから、しっかり意見を述べてまいります。先ほど室長からありましたように、公益上の理由がない限り解除はしないと。これは法律の大原則でありますので、これに基づいて町としては意見を述べるということになると思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 公益上の理由がない限り解除できないというふうなことですが、公益、とても難しいんですが、例えば、加美町に防災上保安林が絶対必要だというのは公益ですよ。加美町にその保安林を解除してしまったら災害が起きるかもしれない、災害を誘発するかも

れないというのは、とても町全体にとっては大きな大きな公的な問題だと思うんですが、それを越えて国が、いや、それでも構わないから解除してくれなんていうことは、優先されるということはあるのでしょうか。ちょっと、そういう考えを、ここで何とも言えないという、難しいかと思いますが、町として、町の生活を守り育てていく、町を守っていく立場としては、どんなふうにお考えなのかお伺いしておきます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 公益上の理由といたしますのは、民間の事業が公益上の理由には当たらないと思っています。ですから、あくまでも法律にのっとりということです。

ただ、国が、今後再生可能エネルギーを推進するために法律の改正等々も、これは起こり得るでしょう。にしても、町は法律にのっとり進めていくというか、対応していくということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ちょっともう難しい問題かと思います。

先ほど一條議員が、全般にわたって基本的なことについて質問していただきました。そういったことが私たちの念頭にありますので、とても分かりやすく説明というか、質問ができるかなと思っております。

先ほどの企画財政課長さんのお話で、環境に影響負荷が軽減できなければ住民の合意が得られない。環境影響負荷を軽減する。例えば、保安林を、ウィンドファーム八森山のほとんどが保安林なんだけれども、保安林のところを除いて建てられるといたら、かなりスペース的に限られてしまう。こういった、まあ業者でないので答えにくいかと思いますが、本当に建設予定区域の中のほとんどが保安林を占めているという、こういうことを業者は既に分かっているわけですから、こういったことのやり取りは今まで何か、じゃあ保安林を除いた普通林のところ建てていくとか、何かこういったことに関するやり取りは企画財政課とあったのかどうか、ちょっとだけ確認、お伺いしておきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

ただいまウィンドファーム八森山の関係の町からどのような意見を述べているかということでございます。

町が、八森山の計画する事業者に対しまして、今おっしゃった中身のお答えになりますけれ

ども、重要な地形及び地質というところでは、当地域にはおっしゃるとおり水源涵養保安林がございます。それから土砂流出防備保安林、砂防指定地もございますので、それらの危険地形がありますということを理解した上で、それらの、いわゆる先ほど申し上げたとおり、環境影響に負荷がないように、低減させる、安全だというような状況が計画されるのであればいいんですけれども、そうでない場合は、事業計画の見直しを行うことということで意見を申し上げております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ウィンドファーム八森山の事業としては、非常に難しい選択を迫られているのかなというふうに私は解釈しました。この地図を見ても、圧倒的に保安林のところに建設予定地が、建設が予定されているというところで、このことについては、ずっとずっと注目しながら、この意見書を尊重していただくようにしてほしいなというふうに思います。

それから、よく風力発電では森林伐採による環境破壊が問題になるわけなんですけど、ちょっと2つ目の資料を出していただきます。見えますか。

これは、加美町での森林減少とCO₂の関係ということで出された資料を抜粋したものなんですけど、どこでも町長室で使われた資料です。ちょっと見えにくいでしょうか。タブレットの方はいいですが、スクリーンだけ見ている人にとってはとても見えにくいかと思いますが。

例として挙げてみますと、例えば、今、建設指定途上のJRE風力発電10基を建設すると、どれくらいの森林が伐採されるかというところ、ここに書いてある例で6ヘクタールと書いてあります。これと比較して、ダムとかいろいろありますが、鳴瀬川ダムの湛水面積とか、国道347号付け替え道路による森林伐採の例があります。国道347号付け替え道路の森林伐採面積は7.8ヘクタール、鳴瀬川ダムの湛水面積というんですか、これは何と157ヘクタールということで、仮に100基ほど、仮にですよ、100基ほど建設された場合でも、森林伐採される量は60ヘクタールに比較して、ダムの場合は、付け替え道路除いても157ヘクタールというふうになりました。

これと、それから、パキスタンの甚大な洪水被害の報道とは比較にはならないんですが、例えば、年間の森林伐採量というのは加美町ではどれくらいになっているのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長です。

ただいまのご質問でありますけど、加美町の森林の伐採の数量という形でお答えさせていただきます。

まず、町有林に関しての伐採の関係でございますが、令和4年度になります、一般造林のほうで8.23ヘクタール、分収造林としましては、切捨て、更新伐で4ヘクタールの事業計画を進めさせていただいております。

また、民有林、私有林ですね、私有林のほうの伐採でございますが、令和3年度の実績でございますが126ヘクタールの伐採の実績がございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。これを聞いて、私も今までもちょっと認知していなかったんですが、年間私有林だけでも126ヘクタール、一般造林は8.23ヘクタール、分収造林は4ヘクタールということで、もうすごいですよね。200ヘクタールに近いような森林が1年間に伐採されている。ただし、これは伐採されるだけではなく、森林管理のためにしているということかと思いますが、これから伊藤信行議員がこの森林管理についてはる質問していくかと思うので、ここには触れませんが、この森林伐採の後の、時間ない、じゃあいいです、時間ないので。

なぜ伐採するかということについては、私も書いてあるのを読みますと、2040年以降CO₂の吸収量が激減するので、伐期を迎えた杉は伐採していくと。そして、新たに条件のよい場所に杉の再造林を行っていくということで管理していくということが分かりました。風力発電事業による森林伐採の量との比較という点で見ました。

それから、ちょっと時間がないので、急いで、最後の資料を出してください。

これちょっと大きくできなくて残念ですが、これは年間の日本のエネルギーの自給率って一番最低なんですね。世界から見ても10%をほんの少し超えたぐらい、一番棒グラフの最後にあります。そういった状況にあります。

それで、じゃあどうしてこれから加美町は、町がというか、世界がと言って大げさであれば、国が置かれている状況を認識して、住民とともにどう考えてエネルギーを確保していくかということについては、先ほど一條議員のときにも、今までやってきた太陽光発電とか、チップボイラーの取組とか、まきストーブの導入とか、いろいろありましたが、先ほどこんなことがありました。先日、原子力発電を増やすとあつという間にエネルギーが確保できるという話ですが、実は、風力発電だととても欠点もあるし、弱点もありますけれども、風力発電1,000基、1,000基建ててやると原子力発電1基分に相当するんだそうです、発電量。じゃあ原子力発電でいいのかということも考えながら、私たちはエネルギーの地産地消ということを考えなが

ら、ライフスタイルの見直しもしていくべきだというふうを考えます。

今日は、本当に再生可能エネルギーは推進していきたい。しかし、過度な開発であったり、保安林を解除して災害を誘発するような計画までは認めていくつもりもないということを、町の姿勢を確認することができたかと思えます。町が出している、そんな姿勢で出している意見書についても再度確認できました。終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。暫時休憩します。1時50分まで。

午後1時40分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告4番、15番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔15番 米木正二君 登壇〕

○15番（米木正二君） それでは、一般質問を行います。

まず最初に、今回の災害で被害を受けられました方々に心からお見舞い申し上げます。一日も早く通常の生活に戻れますことを心からお祈り申し上げます。

それで、私は、相次ぐ豪雨災害への対応と対策についてということで質問いたします。

7月15日夜から16日にかけて宮城県北部を襲った記録的な大雨により、本町を源流とする名蓋川が大崎市矢目地区で決壊し、大規模な水害が発生しました。本町においても、人的な被害がなかったものの、名蓋川の越水、氾濫、住宅の床上・床下浸水、農地の冠水、道路等の冠水、陥没、のり面崩壊など、大きな被害がありました。また、避難指示が発令され、最大100名の町民が避難所に避難しました。

近年の異常気象により、2015年の関東・東北豪雨、2019年の台風19号と、かなりの頻度で大きな被害が発生しています。この現実を重く受け止め、今回の災害をしっかりと検証し、相次ぐ水害に対して効果のある対策を講じる必要があると思えますが、以下の点について伺います。

①被害箇所の早期復旧のために、復旧業務に携わる人員体制について。

②避難所はマニュアルどおり運営できたのかどうか。

③大雨のたびに越水、氾濫する名蓋川について、県は洪水対策の遅れを認めましたが、町長の認識は。

④ハード整備が追いつかない現状において、ソフト面も加えた流域治水が欠かせないとの指

摘もあります。県では、豪雨災害への対策として、水田の持つ雨水貯留能力を活用し、洪水被害を緩和する田んぼダムの取組を推進することとしています。本町でも取り組むべきと思いますが、ご見解を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議員ご指摘のとおり、大変な被害に見舞われました。我々職員も、被災された方々が一日も早く元どおりの生活を取り戻すことができるように一生懸命に働いているところであります。

では、災害箇所の早期復旧のために向けての人員体制についてのご質問にお答えいたします。現在、担当課ごとに役割分担をするなどして業務を進めております。通常業務に加えての業務となりますので、担当職員の負担が過大にならないように調整をしているところです。

今後、補助災害の査定のための設計書作成の段階になりましたならば、実務経験のある職員の応援体制を取りたいと考えております。平成27年の関東・東北豪雨のときには復旧チームを編成し対応しておりましたが、今回の大雨災害については、復旧チームを設置しなくとも対応できるのではないかと考えております。

2つ目の避難所がマニュアルどおり運営できたかというご質問にお答えいたします。

避難所運営については、議員がおっしゃったように、最大100名の方が避難をいたしました。議員も避難所をお回りいただいたと聞いております。ありがとうございます。

7月18日午前8時をもちまして全ての避難所を閉鎖しております。

避難所運営につきましては、職員防災研修会の中で、令和2年度と令和3年度に、新型コロナウイルス対策に係る避難所運営のための研修会を実施しております。今回の大雨による避難所運営につきましても、新型コロナウイルス感染症に対応した運営、密を避けるための対策、十分なスペースの確保を基本として、避難所内にパーティションを設置し、新型コロナウイルス感染症対策やプライバシーを守るための対策を講じながら、避難所運営マニュアルどおり運営することができました。私も避難所を回って、マニュアルどおりになっているかどうか確認をさせていただいたところであります。

3点目の名蓋川につきましては、今般の7月15日からの大雨のほか、令和元年の台風19号、平成27年9月の関東・東北豪雨などによる記録的な降雨によりまして越水し、農地のみならず、宅地への浸水被害をもたらしていることはご承知のとおりであります。

町では、過年に浸水被害直接受けている行政区、雑式目、平柳、下狼塚、古川矢目の区長さ

んとともに、多田川、境堀川を含め、堤防のかさ上げなど、洪水被害を起こさない河川整備の要望を宮城県に対して行ってきたところであります。

しかしながら、宮城県からは、平成27年豪雨の際に広範囲での浸水被害をもたらした大江川、これは大崎の古川でありますけれども、の貯水路工事や、堤防が決壊した渋井川の堤防補強等を優先させたいとのことで、多田川、渋井川との合流点から上流部の一部で堤防の高さが低い区域があるため、その改修のめどがつき次第、名蓋川の堤防補強を行っていききたいということでありました。災害箇所の復旧を優先されるのは当然のことですけれども、名蓋川の改修について後回しになったということは、これは否めません。

令和3年度から、宮城県土木部によりますアクションプランにおいて、令和3年度から令和6年度で名蓋川、こちらは多田川合流点から町道平柳下新田線の神堂橋までの堤防補強を行う計画となっております。今年度下流側から工事を行う予定で、入札公告期間中に実は今回の災害が発生したというふうに聞いております。

名蓋川の堤防補強につきましては、先般、7月18日でありますけれども、大崎の矢目地区を県知事が訪れ、抜本的な改修計画の再検討を行う旨発信されましたので、私も県議と、また建設課長とともに、7月20日、宮城県の北部土木事務所にお伺いし、所長に対して、改修計画の再検討に当たっては、中上流域も含めて再検討していただきたい旨要望しております。また、追って、部長等々にも引き続き要望してまいりたいというふうに考えているところであります。

4点目の田んぼダムの取組についてお答えいたします。

水田の洪水防止機能は農業や農村の持つ多面的機能の一つであり、水田がもともと持っている水をためる機能を利用し、大雨の際に一時的に水をため、水田から排出されるよう調整することにより、水路へ流れ込む量を抑制するもので、河川などの急激な増水を防ぐ役割を果たします。

宮城県では、第3期みやぎ農業農村整備基本計画の中で、3つの基本項目のうち、農村の暮らしを守る防災・減災対策として、水田の持つ雨水貯留能力を最大限活用し、洪水被害を緩和させるため、田んぼダムを推進しているところであります。

本町におきましては、昨年度発足した宮城県田んぼダム検証コンソーシアムに参加しております。コンソーシアムでは、大崎市の千刈江地区をはじめとし、検証効果を確認しているところであります。

田んぼダムへの取組につきましては、農作物が長時間水につかることによる影響や田んぼダムの維持管理に係る農家の負担、さらには、地域全体で行うため、地域の合意形成など、こう

いった課題もあります。これらの課題を解決するため、関係する県及び各市町村や土地改良などと検討をしながら推進していきたいと考えております。

以上、4点につきましてお答えいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） まず、第1点目ですけれども、今回は復旧チームを編成しないで間に合うというようなことでありますけれども、今回の災害も、結構災害箇所も非常に多かったです。それで、担当課も建設課、産業振興課、危機管理室、それから森林整備対策室、小野田・宮崎支所というようなことで、やっぱり担当課の職員の方々も通常の業務プラスこの災害対策というようなことで、非常に私は苦勞されているんじゃないかなというふうに思っています。それで、やはり夜遅くまで庁舎にまだ明かりがついているような状況で、職員の過重な労働になんないのかなということに心配しています。後から応援体制を取るということですが、今、加美町に技術職員の方は何人おられますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

技師の数でございますが、令和4年度は、建設課長を筆頭にいたしまして12名いらっしゃいます。内訳ですが、建設課に6名、産業振興課に3名、上下水道課に2名、総務課に1名ということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今後、今回も含めてですけれども、災害まだ起こる可能性があります。これ以上大規模な災害になりますととても対応できないと思いますけれども、ほかの市町村と比べまして、技術系の職員の方々、これで足りているというふうに認識されているんですか。どうですか。（「これ私かな」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 町長ですか、担当課でなく。町長。

○町長（猪股洋文君） 足りているかどうかというのは建設課長から答弁あると思いますけれども、実は、どこでもなかなか技術職を確保できないでおります。そういった中では、本町はこの4月に2名ですかね、新たに技術職を獲得できましたし、比較的獲得できているのではないかと思います。特に、県南は土木系の科を持つ高校がないということで、非常に採用が困難であるということで、各首長たち悲鳴を上げております。そういった点からしますと、我々は一定数確保できているのかなと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今の町長の答弁のとおり、やっぱり全国的に技術系職員を募集してもなかなか採用できないというか、人数がいないというような、そうした現状もありますけれども、やっぱりそういった職員を確保しておくということ。

それから、やっぱりこれからいろいろ査定とか、復旧に向けて、やっぱり応援体制を取られるということですが、例えば、町内で間に合わなかったらOBの方々とか、そういった知識を持った県のそういった職員を退職された方とかおられると思いますけれども、その辺何か考えておられますか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

今、米木議員からご提案のあった職員のOB、それから、県も含めて、そういった方の応援がいただけるかどうかにつきましては、いろいろお話をさせていただいて、できるだけ、今12名というお話でありますけれども、2名は入ったばかりの新人でもありますし、そういったものも、今ご提案のあったようなものも今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） やはり一日も早く復旧するためには、膨大な作業、やっぱり短期間に終わらせて、手続をして、申請をしていくということが大事だというふうに思いますので、ぜひその辺も、応援体制も含めて検討していただきたいというふうに思います。

次にですけれども、避難所運営ということですが、マニュアルどおり運営することができたということでもあります。これは職員の防災研修の、私は成果だというふうに思っています。職員の皆様方の的確な対応に感謝をしたいというふうに思いますけれども、私も7月15日の夜に中新田福祉センターのほうにも行ってみました。それから7月17日の午前中に中新田小学校と鳴瀬小学校の避難所に行って、どういった様子なのか見てきましたけれども、やはり感染対策が十分に取られていたということで、あとはプライバシーの保護というようなことで、テントが体育館の中に全て設置されていたということで、その辺の対応はよかったのかなと思いますけれども、たまたま中新田小学校に行った際に、テントのファスナーがあるんですよ。そこにつまずいて、高齢の方が転倒して額を打ったというところにちょっと出くわしたんです。そうしたときに、応急手当をして何とか済んだんですけれども、そうした備品の、やっぱりちょっとしたことですけれども、あの切れ目ですね、ファスナーの、やっぱりしっかり切り込みがなっているところと、なっているテントと、あとはこう丸くなっているところあるんです。

よ。やっぱり高齢者の方々が非常に多いんです。それで、やっぱりそういった事例もありましたし、そうしたことで、やはり保健師の方が常駐したほうが避難される方にとっては、避難している方にとっては非常に安心感があるのかなというふうに思いました。それで、そうした保健師さんの常駐ということは避難所において考えていますか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまご質問いただきました避難所への保健師の常駐についてでございますが、現時点で加美町に保健師の方が19名おられて、その内訳としましては、保健福祉課と子育て支援室に合わせまして9名、あと地域包括支援センターに5名、小野田福祉センターに2名、あと宮崎福祉センターに3名という内訳になってございまして、各福祉センターについては福祉避難所の従事ということに携わっていただいております。

一般避難所につきましては、今回6か所、補助避難所も含めまして6か所開設をさせていただいておりますが、この福祉部で避難所運営させていただいております、先ほどご質問のありました中新田小学校についての件でございますが、避難所に従事していただいている職員の方から朝方連絡をいただきまして、保健福祉課に待機をしておりました保健師2名が中新田小学校のほうに向かいまして、応急手当のほうをさせていただいたという状況でございます。

今ご説明しましたように、保健福祉課のほうで待機している保健師が9名在籍をしておりますが、なかなか各避難所に常駐となりますと、人数にも限りがございますし、そういった配置もなかなか難しいという状況でございます。万が一、何か体調不良な方がいた場合ですとか、救急の事態があった場合には、速やかな対応を取らせていただいて、今後そういった対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 福祉避難所は3か所あります。それから、避難所、加美町全体で35か所ほどあるんです。ただ、災害種別ごとに変わりますけれども、保健師さんが19名おられるということなので、全部全部避難所になるわけではありません。数もある程度10か所とか、そのぐらいの数になると思いますけれども、その辺の、やっぱり体調も悪くなる方もいるんですよ。そうしたことを考えて、保健師さん、何とか対応していただくような、そうしたことを検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

今回の一般避難所につきましては、3日間開設をさせていただきまして、その中でも長期にまたがる避難もでございます。今回のように、昼夜を問わず24時間体制で避難所開設という形でございますので、なかなか保健師に限りがありまして、交代で勤務するというのもなかなか難しい状況かなというふうには思っております。ただ、開設する場所が限られるという状況の中では、今後そういったところも検討していかなくちゃいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それでは、次に移ります。

次に、名蓋川の件でありますけれども、このことについては、私これで恐らく4回目だと思います。毎回質問して、町長は県のほうに要望しているということで終わっていますけれども、なかなか進展していかない。この状況から脱することができないというような状況でありまして、県では、今回のそういった災害を受けて整備の遅れを認めたということでありまして、知事も人災だというようなこともおっしゃっています。そうしたことで、まず、資料ちょっと見ていただきたいんです。

資料ですけれども、私も直接17日の午前中に、ちょうど名蓋川、神堂橋、下狼塚のですね、あその場所に行って撮影してきました。

これが通常の名蓋川です。神堂橋から東のほう、雑式目、平柳の方向です。

次が17日の状況です。16日はもっとすごかったみたいです。これが状況です。

次もそうですね。次も越水している状況です。

次もお願いします。次もこの状況です。

その次、これはやはりあれですね、樹木にいろんな流出物が絡まっているというような状況、このような状況になっています。

次、お願いします。次は、神堂橋から雁原工業団地のほうを撮影したものですけれども、これが通常の状態です。

次がこの17日の状況ですけれども、16日はもっとすごかったんです。

次、お願いします。次は、これ狼塚ですね。ホームックのところから狼塚に行ったところですが、この狼塚はこういう状況でした。

次、お願いします。これは雑式目の佐々木区長さんの状況ですけれども、毎回大雨のたびにこういった状況になります。

次、お願いします。次も隣のタカハシさんというお宅ですけども、このような状況になっていまして、7年のうちに3回もこういった状況になっておりまして、こういった状況をやっぱり看過できないというふうに思っています。その辺、町長はどのように思っていますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も、洪水被害に遭うたびに、この雑式目ほか、全ての地域回って現状を見ております。そういったことを受けて、県にも強く要望してきたところであります。

先ほどもお話ししたのですが、この名蓋川につきましては、県も、今年度、多田川合流点から町道平柳下新田線の神堂橋までの堤防工事を行う予定にしている、入札公示期間に今回災害が発生したということでありました。

こういったことを考えても、やはり県としてもようやく事業をスタートすることになったわけでありまして、やはりちょっと遅いのではないかとはいふには私も受け止めております。ですから、このことが、こういったことがまた4度も起きないように、しっかりと県に対しては再度要望してまいりたいというふうに思っています。

本当にこの地域の方々には毎回ですから、本当に申し訳なく、お気の毒に思っております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 名蓋川、もともと流下能力が不足していまして、やっぱりあそこの河川の掘削とか、あとは雑草とか、あそこに生えている木の伐採とかということ、今やっているというような状況ですけども、この災害はやっぱり、県がということは十分承知していますけれども、やっぱり町民の生活と安全を守る一番の責任は町に私はあると思うんですね。そうしたことで、こういった災害というのは本当に毎年起き得るといふふうにも思っています、5年後、10年後に何とかなるだろうということでは済まされないというふうに思っています。やっぱりなかなか名蓋川というのは鳴瀬川の支流の支流ですから、どうしても後回しにされる嫌いがあるというふうに思いますけれども、計画では、多田川合流点から国道347号線までは計画に入っていますけれども、その上流については計画に入っていないということで、その辺も町長要望しているというふうに思いますけれども、その辺の見通しどうなんですか。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

国道347号から上流の改修計画ということのご質問でございますけれども、今回の大雨を経まして、名蓋川、県知事のほうで改修計画を見直しますということで7月に一応発言されて、それをもって、町長と、あとは高橋県議と私と、7月20日に一応土木事務所長のほうに要望に

行った際に、一応今の計画では国道347号までという計画になっていたようだが、その上狼塚のほう、上流域のほうも毎たび浸水被害に遭っているということを一応申し上げて、改修計画の中にはぜひそちらのほうも踏まえて検討いただきたいという要望はさせていただいてもらっています。ただ、その段階で具体的にどういった再検討というところまでちょっとお話しただけなかったので、一応町としてはその旨お伝えしています。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 要望についてですけれども、口頭で要望をされているのか、あるいは、文書で要望されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

取り急ぎということで、まずは口頭で要望させていただいていまして、先ほど町長のほうもお話ありましたが、ちょっとあと、追って、県庁の部長さんのほうに要望書という形で要望をしていきたいと考えています。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それから、名蓋川の水位周知河川への追加というようなことで、前にも私質問させていただいて、水位周知河川へ追加してもらおうようにということで、町長は要望すると、要望しますということだったんですけれども、それから漏れてしまったようでもありますけれども、その辺どうなっているのでしょうか、今現在のところ。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（村山昭博君） 建設課長です。

水位周知河川、よく水防待機水位とか、あと氾濫危険水位とか、4段階に分けたレベルが河川の堤防のところに表示されていて、洪水により重大な損害生じるおそれがある河川については、河川管理者がそういった形で指定をして、水防管理者への通知でしたり、一般の方への周知を図る目的で設置しているものということで、具体的に私ちょっと県のほうに、何でつけられない、指定していないのかという確認はしていないんですけれども、ちょっと思うところには、今の状態でその表示をしても、表示する前に矢目のほうで消えてしまうとか、切れてしまうとか、そういった堤防の強度がしっかり整備されていない状態であるので、まだその指定というところまで至っていないのかなとちょっと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 水位周知河川というのは、洪水特別警戒水位に到達したときに、当該河

川の水位または流量を通知するということがその指定ということになるんですけれども、大崎市でもこの名蓋川がそういった水位周知河川に該当しなかったために、危険水位、避難判断水位といった警戒レベルがされていなくて、なかなか避難指示の判断ができなかったということです。大崎市もそう思っていますので、ぜひ大崎市と一緒にあって、やっぱりそうした要望活動を私はされたほうがいいと思います。何せ源流は加美町でありますから、やっぱりそこをもう少し大崎市と、流域治水ということもありますので、その辺の連携を深めていく、そして要望していくということが必要だと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 連携して要望してまいりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それでは、次に行きます。

次に、田んぼダムでありますけれども、今県内では8か所で取り組んでいまして、大崎市が4か所ほど取り組んでいるということですが、これは施設ではなくて取組だということです。

それで、田んぼダムは自然を利用するというので大きな効果があるということ。それから、コストが小さい。治水ダムですと数百億円ぐらいのお金がかかるということですが、田んぼダムの調整装置というのは数百円から数千円だということで、小さな費用でできます。それから、設置が簡単だということ、高い即効性があるという特徴を持っていますけれども、そういったことですぐできると、やる気があればすぐできるんだということですけれども、その辺どのように進めていくつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

加美町としての今後の田んぼダムの取組でございますけれども、今年度から採択を受けまして、補助整備事業を進めてまいります月崎清水地区、この中に田んぼダムのエリアを設定し、そこで取り組んでいく計画としております。

それから、同じようにこれから補助整備事業を進めてまいります下野目を中心とした小野田東部地区、こちらのほうにもそうしたエリアを設定し、取り組んでいくことについて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今課長の答弁のとおり、取り組んでいくということですが、それはいつ頃から取り組んでいくんですか。早速取組にかかるんですか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

この月崎清水地区、それから小野田東部地区につきましては、その補助整備事業、工事の中で設定し取り組んでいくということございまして、現在測量設計中ございまして、今年、来年ということではなくて、もう少し先になるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今、今年、来年ではなくてということですが、やっぱりこういった災害が頻発する状況にある中で、そんなにそんなに私は待てないというふうに思いますよ。やっぱり早く取組をしていく、やっぱりこのことが大事だと思うんです。ですから、関係機関との協議はもちろんですけれども、やっぱり農業をされている方、あるいは、流域住民の方々のやっぱり理解を得ながら、情報共有しながら、早急に私は進めるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

先ほど米木議員さんもおっしゃったとおり、県内で既に取り組んでいる自治体でございます。大崎市においても、昨年度実証圃を設置しまして、その効果の検証をしているところでございます。そうした既に取り組んでいる、実証しているところの効果などをまず検証し、その結果を地域の方々とも情報を共有して、ちょっとその地域の方々に、田んぼダムを活用した地域の防災活動の共助という面で、いろいろ推進活動のほうも取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 恐らく今実証実験されているということですが、恐らく効果が出ているんだろうなというふうに思います。

それで、田んぼダムの実施によって、通常の水田と比べてピーク水量が60%から70%抑制することができたという、そうした実証実験もございまして。そうしたことで、加美町の今そうした状況を考えますと、やはり早急に取組んで、住民の方々のやっぱり安全安心を確保していく、そういったことが望ましいのかなというふうに思いますけれども、それと併せて、やっぱ

り防災意識が、逆に住民の方々もその取組によって高まってくるのかなという効果もありますので、ぜひ早めに取組を開始していただきたいと思いますが、町長、その辺の考え方お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も田んぼダムは有効だろうと、洪水調整機能をダムが、水田が果たすために有効な手段だろうと思っています。

ただ、先ほども答弁しましたように、農家のご理解が必要です。長い時間田んぼから水が引かないとなりますと、農作物の被害、これ出てきます。今回、幸い早めに引きましたもんですから、米などについてはほとんど被害がありませんが、大豆についてはこれはかなり被害ありました。一方、美里などは、なかなか水が引かなかったことでかなりの打撃を受けております。

ですから、田んぼダムで水をそこで保つことによって農作物の被害が生ずるということ、これも考えなきゃなりませんので、それから、管理するための手間もかかりますので、ここはしっかりと農家の方々と話し合いながら進めていかなければ、町が、洪水対策だということ、一方的にこれ進めるわけにはなかなかいかないだろうというふうに思っています。

議員がおっしゃるとおり、有効な方策の一つだと私も認識はしております。よろしく願います。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） やっぱり今町長の言ったように、農作業への影響とか、取組の労力とか、そうしたことを最小限にするための工夫ね、私は工夫が必要だというふうに思いますので、やっぱり英知を結集して、加美町としても工夫しながらこの取組を進めていただきたいというふうに思います。

では、最後に、これ河北新報の社説、令和2年の社説でありましたけれども、いいことが掲載されているなとも思いまして取って取りました。これを読んで最後とさせていただきたいと思います。

人口減少や高齢化など、地方も都市も多種多様な課題を抱え込んでいるが、そうした問題解決の大前提として、まずは、私たちの住む地域が安心して暮らせる安全な地域でなければならない。住民の安全こそが豊かさの基盤だという社説がありました。私はまさしくそう思っています。その点について、町長の見解を聞いて、最後の質問とさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 行政の役割、地域住民の命と安全な暮らしを守ることが我々の最

大の使命でありますので、そういった河北新報にありますとおり、様々な課題がありますけれども、そういったことは当然最優先で取り組んでいかなきゃならないことだというふうに私も認識をしております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、15番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。14時45分まで。

午後2時31分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告5番、4番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 味上庄一郎君 登壇〕

○4番（味上庄一郎君） それでは、通告に従いまして大綱1問でございます。

本日の一條議員、伊藤由子議員に続いて、再生可能エネルギーについてということで質問をさせていただきます。

先般、関西電力により計画された川崎町の風力発電事業が中止になりました。このことは、加美町に計画されている事業にも影響があると考え、以下の点について伺います。

1点目、本年5月18日、JREの説明会前に事前面談を行っておりますが、面談するに至った経緯と内容について。

2点目、川崎町の計画が中止に追い込まれたのは、川崎町の小山町長、それから知事の判断が大きいのと考えております。川崎町長自身は当初推進の意向であったと、今でもそうだと思いますけれども、全ての説明会に自ら出席をして、住民の意向を聞いた上で、住民と事業者のやり取りを聞いた上で反対に転じております。さらに、川崎町長の意向に沿うように宮城県の村井知事も反対を表明しまして中止となっております。それを踏まえた上で、川崎町の計画は19基、住民に対して寄り添った判断だと私は思っております。加美町の計画はその10倍であります。約10倍であります。このことについての町長の見解はいかがでしょうか。

3点目、7月13日に大崎市・加美・最上町道路改良促進期成同盟会総会が開催されました。総会終了後、株式会社グリーンパワーインベストメントによる宮城山形北部風力発電事業について、隣接する最上町長の見解を伺ってまいりました。最上町長は、川崎町の計画反対状況も踏まえ、慎重にも慎重を期すべきだとの見解を示されました。隣接する最上町長の見解を猪股

業を任せていい業者である、ふさわしい業者であるかどうか、それを確認するために出席したというふうに言っております。当然その中で町民の声も聞いているのは当然であります。そういった中で、これは信頼できる事業主ではないということを判断し、厳しい意見を述べたということでございます。

また、景観、地質及び動物などの各分野の専門家13名から構成されます宮城県環境影響評価技術審査会では、蔵王の御釜の景観への影響は回避のしようがないので、ゼロオプションを考えていただくしかない、特に委員長から厳しい指摘がなされています。

このような条件、審査会の意見を当関西電力はクリアできないというふうに判断をして取り下げたのだというふうに思っております。

実は、この地域、ご承知のとおり、国の国定公園でありまして、宮城県を代表する、東北を代表する景勝地であります。どこの事業者もここに計画を立てることはありませんでした。それは当然のことです。そういったことが理解できずに計画を立てたやはり関西電力、当然これは環境影響評価の技術審査会でも厳しい指摘がなされるのは当然であって、当然の結果だったろうというふうに思っております。

なお、環境影響評価は生態系の影響や騒音などの影響を回避するため行われ、影響がある場合は計画の見直しや基数の削減などが行われることとなっております。

町としましては、配慮書の段階から個別事項に具体的に配慮する事項を掲載し、避けるべき場所は計画から除外するよう意見をしておりますし、準備書、2段階目の準備書の段階においても、環境への影響などが懸念される事項があれば、これまで同様に計画から除外するよう意見をしてまいります。あくまでも、これは計画に基づいて進められている事業でありますから、法律に基づきましてですね、町としましては、法律に基づいて町の役割をしっかりと果たしていくということが大事なんだろうというふうに思っております。

3点目の質問でありますけれども、最上町長との発言ということではありますが、それは自治体それぞれのお考えがあるでしょうし、当然慎重に進めていくべきだということ、どの首長もそれは考え方が同じだと思っておりますし、私も慎重に進めてきているところでございます。

4点目の仮称でありますC S 宮城加美町太陽光発電事業の進捗状況についてでありますけれども、方法書に対する意見を踏まえ、現在事業者による動植物、大気質、水質などの現地調査が行われているようであります。

やくらいサイズゴルフクラブにつきましては、今後も継続してゴルフ場を運営していくという強い意欲の下、コースの管理、芝管理はもちろん、女子プロとのコンペを開催するなど、あ

るいは、様々なPRなどもしながら取組を行っているようであります。

以前ご説明しましたグランピングにつきましては、コロナの影響でなかなか資材が入らないなどということもあり進捗が遅れているようであります。現在、来シーズンのゴルフ場のオープン、4月下旬と聞いておりますが、に合わせて営業がスタートできるように準備を進めているということです。

それから、ゴルフ場の経営状況についてでありますけれども、定期的に代表や支配人との話し合いの場を設け、経営状況等について聞き取りを行うなど状況把握に努めております。また、随時現地状況の確認なども行っております。

町としましては、ゴルフ場を継続して経営してもらうことが、薬菜地区の自然環境の保全、活性化及び振興のためにも重要と考えておりますので、協定にもありますように、より一層ゴルフ場との連携を図ってまいりたいと考えております。

また、太陽光発生事業に関しましては、町民の生活や町の自然環境への影響が生じないよう、県に対して的確に意見を今後とも述べてまいりたいと考えております。

以上、4点についてお答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

今日、一條議員、それから伊藤由子議員からも質問のあった中で、町長の答弁の中で、事実と異なる誤解があるということだったんですが、この事実と異なる誤解というのは具体的にどういったことでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、お答えしましたように、これは町が誘致したということではないと。あくまでも県のゾーニングマップを見て、あるいは、環境省などが示しております風況調査のデータを見て、業者が加美町に計画をしてきているということでございます。それは事実と異なるということでございます。

また、いろいろとチラシなどが出ておまして、私も見させていただいておりますけれども、その中で、例えば、この風力発電を動かし続けるために火力発電は必ず動かさなければならぬと。つまりCO₂は削減できないと書いてあるんですが、これについても調べたところ、今JREさん計画している、建設している1基当たりの電気の使用量は年間6,000キロワットアワーです、6,000キロワットアワー。発電する電気は1,000万キロワットアワー。それ差し引きますと999万4,000キロワットアワーの削減効果があるということでございますから、ですか

ら、実際発電するために使う電気は微々たる電気だということなんです。ですから、ここにありますように、削減効果はないというのは、これは明確に間違いであります。

そのほかこういったことも書いてあります。廃棄物処理の積立て義務は業者になく、事業者が倒産すると地元自治体の負担となるおそれがあると。これも誤りであります。政府のガイドラインをもって、この撤去費用は別途積み立てておかななくちゃいけないことになっております。ですから、こういうことはあり得ません。町では、協定書の中にこの残高も示してもらうように業者にお話ししておきまして、業者も了解しております。ですから、これも事実と全く異なります。

挙げれば切りありませんけれども、事実と異なることがかなり流布されておきまして危惧しております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 質問以外のこともいっぱい言っていてありがとうございます。

1点目の面談についてちょっと聞いていきますけれども、JRE以外の事業者、グリーンパワーインベストメントであるとか、日本風力エネルギー、こういったところとの面談はありますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然でございます。説明にいらっしゃいますからお会いしております。その中で、先ほど申し上げたように、保安林の解除、これについては、公益上のこれは目的でなければこれは解除はできませんよということを明確に言っておりますから、恐らく、皆さん百数十基建つというふうにご心配されておりますが、ご覧いただければ、かなりの面積が保安林ですから、私はそんなに建つことはないだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 私も、先ほどのお二方のやり取りを聞いていて、まあほとんど保安林ですよね、今町長もおっしゃいました。建てられないんじゃないのと思うんですが、最大で、今建設しているものも含めて174基ということになっています。そのうち、企画財政課長の答弁にもありました大崎鳥屋山が今停止中であるということで、これを除くと145基。そのうちの10基はもう建っていますので、ですから、この145基のうち、計画のこの145基のうち、企画財政課長に聞くんですけれども、保安林にかかっている基数というのは把握していますか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。よろしくお願いします。

基数については、先ほど、由子議員さんのほうで計画書の中に赤い枠がありました。あの中に何基ということなので、保安林にかかっている部分に何基というところは把握はしていないとか、分からない状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 計画、もう方法書、これから準備書まで来ていますので、基数は大体分かっていますよね、計画の基数がここに出ているわけですから、174基という数が出ているわけですから、そのうち保安林にかかっているものというのは分かるはずなんじゃないんでしょうか。その辺、ちょっと後からでもいいので。

そうした場合、町長の意見をしっかり言っているんだと、厳しい意見も言っているということですので、大分減るとは思うんですが、計画どおりいった場合ですよ、減ったにしても、この場合、出力、計画出力というのはどうなりますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、計画段階では保安林を含んでおりますから。しかし、町からは保安林の解除はいたしませんと。公益的、まあ法律にのっとって、公共上の目的以外で解除はいたしませんと言っておりますから、そうすると、業者は保安林を除いた形での計画、これをつくり直さなくちゃいけないです。そのためには、新たに風況調査もしなくちゃいけないです。これ聞きますと、5メートル、10メートル違っただけで全然風況というのは違うそうですから。ですから、そういったことにかかなり時間がかかっているんだと思っています。ですから、どこにどれぐらい建つかというのは、まだ業者も分かっていない状況です、今調査中ですから。ですから、そこは何とも言えません。誰に聞いても、これは、ここにこう建ちますということは言えない状況であります。

町としましては、きちんと、何度も言っていますけども、法律にのっとって町として対応していくということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今何でこういう質問したかと言いますと、やはり基数が減った分、出力を上げるために計画よりも大きなものを建設する可能性もあるというような情報もあります。そのために、そこに建てるための道路も、道路の面積、これも大きくなっていくんじゃないか

なというような心配が私があるから今の質問をしたわけなんです。

面談のことについてももう少しお伺いするんですが、地域貢献策の検討など、協定締結の提案などということでありましたが、事業者側に対して、反対する住民向けに地域貢献を前面に出してその反対を抑える、そういった町からのアドバイスというのはしていないと思うんですけども、もしそういうことがあれば、これは、先ほど町長も言いました事実と異なる誤解、それから、風力とこの事業と町に対する誤解というのがあるんです。つまり、町からもこういうことを進めるために業者にもアドバイスしているんだなんていうことになれば、町と事業者と癒着しているんじゃないのということも受け止められかねないということなんです。まさかないとは思いますが、他の自治体の例などを挙げて、ふるさと納税の増額など、そんなことは提案していないと思うんですが、いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、基数が大型化するかどうか、これは全く分かりません。大型化して道路の幅が広がることあるかもしれません。しかし、50メートル道路ができるということは、これはあり得ません。私もこれ見てびっくりしました。こういうことはあり得ません。

そして、最後に、業者もその道路を20年間管理し続けますから、管理用道路って最小限の、せいぜい4メートルぐらいでしょう、の道路だけを残して、あとは植林等をして、これはもう戻すということですから、大きな道路がいつまでも存在するという事は、これは仮に大型化したとしてもこれもあり得ません。それも誤解です。

それから、町では、JREさん、当然これはもう全ての法的な手続が進んで建設しているわけですから、これは大きな瑕疵がなければこれはそのまま建設が進み、令和6年度からでしょうか、稼働することになるでしょう。当然そういったことを前提として、町では、JREさんと、これからのやつはまた別ですよ、JREさんとは話をする必要があると思っていますから、できるだけ地域貢献をしていただくようお願い、これは町は当然、この事業が地域にとってやはりメリットになるということも私は必要だと思っています。ですから、それを引き出すということは町の責任でもあろうかと思っていますから、それは町のほうからも要望させていただいてありますし、また、その協定書の中には、住民の不安解消のための様々な項目も盛り込みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今の10基については、平成28年からですかね、配慮書が提出されて、

このとき私たちが結局この工事の現場を見に行っています。そのときはもう、その段階ではまだこの計画しかありませんでしたので、非常に、まあ深刻に受け止めていなかったと言えます。多くの町民の方もほとんど分からなかった。地元住民、漆沢地区の皆さんにだけ、あるいは、地権者だけの対象の説明会だったというふうに思っております。ですから、今これだけの計画が事業者によって持ち上がって、そして、この数というのが、やはり半分になる、あるいは、3分の1になるとしても、相当な数だというふうに私は認識しています、この計画が全部いけばですよ。

そういったことで、建設中の10基のうち、昨年の12月、5号機の建設現場近くにおいて盛土の崩落事故が発生しました。それから5か月ほどたってから、何の前触れもなく漆沢ダム左岸の斜面が大規模に崩落、復旧には数年を要するとしております。県では、総務建設常任委員会で現場も見てきましたので、県の担当者からは、5号機の建設との因果関係はないとしておりました。しかし、3月の福島沖地震からも1か月ほど経過しており、大雨の影響もなかった時期からすると、崩落現場と5号機の風車の建設位置、これ非常に近いことなど、少なからず影響があったというふうに私は思うんですけども、町長いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 県が言ったように因果関係がないものだと思っております。

この風力発電事業者、どこでもそうでしょうけれども、信頼の置けるのであれば、しっかりした工事がなされていると思っております。そもそも1基当たりこれ3億円ぐらいの工事費です。そのことによって何か災害を起こす、被害を起こすということは、業者にとって非常に大きなこれはコスト負担が増すわけですから、業者はそういったところも細心の注意を払って、経営上リスクが発生しないように工事に取り組んでおります。

土砂流出に関しては、あれは下請業者のミスだったと思いますし、まあ管理監督はもちろんJREさんにありますから、ああいったことがあってはならないと思っておりますし、早速JREさんは適正な対応を取っておりますので、非常に誠意を持って対応してくれていると思っております。

当然、町としても、もともと、これは町だけじゃなくて、県の技術審査会でも、そういった地域は全て除外するように指摘しておりますから、それを開示しながら最終的な計画を立てて、それで事業を推進するということですので、法律にのっとってしっかりと行っていくということが私は大事なんだろうと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ただ、この昨年12月の崩落事故は、私たちに知らされたのはもう年明けて1月ですよ。1月のもう二十日過ぎだったと思います。ですから、こういったことで、本当に誠実に工事をしていただいているのかどうか、ちょっと疑問が残るところではあります。

2点目、3点目についての今度再質問しますけれども、まず、先ほど答弁にもありました川崎町の小山町長、説明会に全部出席した。何で町は、加美町はどなたもそういうものには出席しないんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

そのような集会がいろいろあったので、まずは5月の集会、小野田の文化センターでございましたが、そちらのほうは私と担当でお話を伺っております。それから、JREが開催した6月18日の説明会についても、同じように担当と出席をして、説明会の内容、住民の反応、そういったものを見てきて、どういう状況だったのかということ町長等には報告しております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 集会も企画財政課長出席しましたということですが、一町民としてということでしたよね、ですよ。ですから、この川崎との対応の違いというのが、住民の反発というのが高まっている原因じゃないかなというふうに私は思います。

最上町長の高橋町長の言葉も非常に重いものと私は受け止めています。

さらに、最近の新聞報道でもありました。鳴子温泉地区、複数の観光協会の共同で、東北大六角牧場の計画、それと加美町にまたがる2つの計画に反対を表明しております。六角牧場の計画がシジュウカラガンの渡りのルートということも確認されて、これを受けて、大崎の伊藤市長も反対の意向を示すものと思われま。

隣接自治体の首長の考えや意識について、様々な広域的な連携をしていかなければならない加美町として、加美町の長として見解どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、説明会でありますけれども、先ほど申し上げましたように、川崎町長の目的は事業者、信頼に足る事業者であるかどうかということを確認したいということが一番の目的だったと本人が言っておりますので。

実は、加美町にもいろんな業者、ほかに来ておりました。お断りしている業者も数多くあり

ます。大事なことは、信頼できる業者かどうかを見極めるということだと思っています。ですから、我々はきちんと説明を受けておりますので、川崎のように、関西電力のようにそのたびごとに答えが変わるとか、町民の質問に答えられないとか、そういう業者ではないということは確認しております。ですから、そこは信頼関係というものが一番大事だと思っています。ですから、私としては、業者の説明会にも、それから一般町民の説明会にも、どちらにも出ないと。あえてこれは出ないと。ただし、どちらも報告はきちんと受けております。町民の声も全て聞いております。あくまでも中立の立場ですから、よからぬ誤解を招いては困りますので出ておりません。

それから、シジュウカラガンの問題ですが、これについては、先ほど申しましたように、環境影響評価に基づいてこの事業というのは進められているんです。ですから、その要望を受けて、県の環境影響評価技術審査会がどのように業者に対して意見を述べるかだと思っています。そのことに対して、業者が影響を回避できなければそのルートを外す、あるいは、場合によっては撤退するということもあり得るんだろうと思っています。

ですから、皆さんに理解してほしいのは、これ全て法律に基づいて進められていることから、単に反対だ、賛成だからといってその結果が変わるわけじゃなくて、技術審査会の指摘を回避できるかどうか、私はここが問題、ここが鍵だと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町長の言葉を借りれば、公平な目で見ているということだと思いますけれども、近隣の自治体の首長の対応についてはご答弁いただいているんですが、もし、加美町と隣接する町との計画について、加美町以外の首長が川崎町長のように反対というような意見を出された場合は、どのような対応を取られますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は、これまで言ったとおり、あくまでも自治体は法律に基づいて対応するという事なんです。反対するということは明確な根拠が必要です。これこれこういうことで、これは回避できない問題だと、環境への負荷が図れないと、明らかなこれは根拠があれば反対ということはあるでしょう。そういったことがなければ、町としては、これまでどおり県に対して意見を提出していき、そして、そういった町の意見も踏まえて、県の技術審査会が示す意見を事業者がクリアできるのかどうか、環境影響を低減できるのかどうか。できなければ、これは事業の縮小、場合によっては撤退ということもこれはあり得るでしょう。

皆さんに理解していただきたいのは、あくまでもこれは法律に基づいて実施している事業ですから、町も法律に基づいて対応するというのは、これは筋じゃないかと私は思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 町民の皆さん、団体が、町長のところに署名簿を持っていったときに、科学的根拠を示してほしいとおっしゃったと思いますが、では、町長からして、安全だという科学的根拠って何でしょうか。つまり、皆さんが心配しているのは、健康被害だったり、災害が起こる、そういったことを懸念しているわけで、この懸念する問題も私は反対する明確な理由になるとは思いますけれども、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、誤解をこれも解きたいと思います。私は、法的な科学的根拠を示してほしいと言ったわけではありません。町が、それは前回も私答弁しました。町が反対するという事は、科学的な根拠なり、法的な根拠がなければ町としては反対できませんよと。町民の皆さんはそういった理由なくして反対することは、これは自由でしょう。これ言論の自由がありますから。しかし、町が反対するという事は、何回も繰り返しますように、法律に基づいて行われている事業ですから、法的な瑕疵があるとか、明らかなこれは科学的な根拠あるとかでなければ、これは当然反対という意思表示はできないというふうに申し上げました。その中で判断する上で、事実を確認するという事は私大事だと思っております。

お聞きかもしれませんが、宮崎の区長さん方17名、職員も含めて18名、つがるウィンドファーム、それから、青森県ですね、中泊町の中里風力発電、この2か所を視察してきました。報告書が私の手元にあります。

このウィンドファームつがる、これは畑の中に38基、周辺の他の会社も含めると70基設置されております。その下ではメロンなどの栽培がなされています。一番近い住家は800メートルだそうです。ここの中で、風車から1キロ離れた場所では音は皆無だったと。それから、地区の区長さんにもお話を聞きましたが、住民からの大きな反対はないと。漁業者、海も近いようですけれども、漁業者からの反対もないと。大規模な破損事故、故障などもないというふうな報告を受けております。区長さん方からも、行ってみて分かったと、心配することないということ分かったという報告を直接私も受けております。また、先ほども申し上げましたが、撤去費用、これも、財務状況なども事業者のほうで提出をしているようであります。

中泊、こちら13基です。住宅まで一番短いところで600から800メートル、結構近いところに

これ建っておりますね。こちらについては、宮崎地区の件数、立地条件に似ているということで、皆さん方も様々なことについてもお話を聞いてきたようであります。沈砂池、土砂流出対策として沈砂池及び土砂流出防止柵の設置などやのり面の緑化保護などを行っていて、雨天時でも土砂流出、河川の汚濁はないという説明だったそうであります。それから、モーターの音なども全く気にならないと。風評、健康被害などもないということでありました。事業所は14人体制で行っており、2人を除いて全て地元雇用だというふうにも説明されております。様々な地域貢献策もあるようでございます。騒音についても、直下でもほとんど気にならない程度で、かつ、野菜の直売所なども周辺にあるようでありますけれども、風力発電施設は通常の生活に特段支障はないと皆さん感じて戻ってこられたということでもありますから、こういった事実も踏まえながら、町は多角的に物事を見て、当然です、これは。一方だけではなくて、多角的に物事を見て判断をしていくと、判断を誤らないということが大事だと思っておりますので、こういった事実も踏まえて意思を、意思決定といいますか、県にも意見を申し上げていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 加美町の未来を守る会で、白紙撤回の署名活動、まだいまだに続いております。この中でオンライン署名活動も行っております。町内外の方を含めて、本日現在、先ほど確認しましたが、1万7,827人の署名が集まっております。

前から私も言っていますが、この再生可能エネルギー自体に私も反対ではありません。しかし、法律に違反していないから、法律にのっとって進めるからということで、反対する方々の声は無視して進めることはできないと思うんです。事業者も、地域住民の理解を得られなければ進められないとしているんですから、この点について、町長の考えもう一度お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ご心配なさっている方々が多くいるということは承知しております。これは当然だと思います。今までないところにあの風車が数多く建つわけですから、これ当然のことだと思っております。

ただ一方で、事業を推進していただきたいという方も、これ声は出しません、こういった方は、間違いなくいらっしゃいます。

また、現在10基建設されている中で、地元の事業者、それから、前もこれお話ししましたけれども、3.11の災害復旧仕事がなくなって、大変困っておられた土木作業員、こういった方々

が仕事にありつけて本当に助かったという声も、これも聞いております。

様々な方、地元のガソリンスタンドさんも、毎日これはガソリン等を届けておりますし、いろんな事業者がこのことによって恩恵を受けている。地元にお金が落ちていることも、これも事実です。でも、こういった方々、大きな声で賛成ともちろん言えません。

ですから、反対の声もありますが、実は賛成の声もあります。そして中立の方もいます。中立の方は、果たして何が真実なのか分からないと。いろんなことが言われるけれども、それが本当かどうか分からないというお声も聞いております。私もいろんな方にお話聞いています。そういったことを総合的に私は勘案して、町として判断する必要があると思っています。

そして、先ほど申しましたように、様々な事実と異なることが流布されております。ですから、これは皆さん方それぞれ自由ですから、ご意見を述べるのは自由でありますけれども、ただ、何が事実か。事実でないことについては、これは吹聴すべきではないと。私は、事実に基づいて反対するのは大いに結構です。こういったところは、我々冷静に考え、判断していかなくちゃならない。町民の皆さんにも、これは冷静に考えて行動していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 今町長が言ったように、反対する町民もいます。それから賛成の町民もいます。それから中立の方もいますということなんですが、その中立という方たちというのは、おそらく、だから分からないんだと思うんです。今町長言ったとおりのことなんです。分からないことを業者任せにするのではなくて、やはり風力というのはこういうものだと、今、私に答弁してくださったような内容を全町民にしっかり伝えるべきじゃないですか、町長どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私もそう思っております。これまではあくまでも事業者の事業であり、これ原則そうですね、事業者がきちんと説明すべきだというふうに言っていました。ただ、大分事実と異なることが広まっておりますので、これは町としても、正しい情報は町民にお伝えしなきゃいけないと思っておりますので、広報紙を活用して情報提供していきたいと思っておりますし、また、ぜひいろんな機会に私直接伺いして、事実が何であるかということはお伝えしたいというふうに思っています。どこでも町長室を呼んでいただければ喜んで伺いますので。

大事なことは、我々が暮らしていく上で、どうしてもこれは環境への負荷とか避けられないんですね。それをいかに低減して共存していくか。一條議員もおっしゃったように、両立していけるか。その道を探ることが大事だと思っています。

この世界農業遺産、これも実は新田開発ですよ。つまり野山を開発して田んぼにしたんですよ。ですから、人間の歴史というのはそういうことなんです。自然をあるままずっと保管、保存していけばいいということじゃなくて、やはりSDGsにあるように、持続可能な開発をどうしていくか、どう自然環境の保全と我々の暮らしと開発というものを調和していくか、やっぱりこういったことを、知恵を出して我々はその道を探っていかなきゃない、そんなふうに思っておりますので、町民に対しても、しっかりした情報提供をこれからしてまいりたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 私たちが作っている議会広報紙もそうなんです、町の広報紙も、この前がっかりしたんですけれども、ごみ袋、ごみを出したときにごみ袋に入っていました。非常にちょっとがっかりしたんですけれども。ですから、広報紙だけじゃなくて、もっとその機会を設けるということが必要だと思います。もう少し町が積極的に関わることをお願いしたいと思います。

4点目のゴルフ場についてなんです、現時点でゴルフ場の利用、集客状況はどれくらいか。また、資金の融資が実行されたと思いますけれども、答弁では、経営状況を聞き取り把握に努めるというふうにしておりますが、税金の納入状況などを含めた具体的な経営状況を改めて伺います。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

ご質問のありました、まず、やくらいサイズゴルフ倶楽部の利用状況について説明をさせていただきます。

令和4年度、8月までの利用者につきましては3,414人でございます。昨年が4,000人でございますので、約600人ほど少なくなっているということでございます。お話を伺いますと、春先、非常にコースの状況が悪くて、4月ほとんど使えなかったということのようでございました。それがちょっと響いて、評判がちょっと広がってしまっただけで集客につながってなかったということで説明を受けてございます。定期的に支配人さんとお話を伺いながら、そういったこととお話を伺って、状況把握をさせていただいているということでございます。

納税の状況につきましては、ちょっとすみません、私のほうからは控えさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） 税務課長。

○税務課長（塩田雅史君） 税務課長でございます。

納税の状況につきましてはですけども、一企業の情報でございますので、答弁のほうは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 以前、この買戻しについて、あるいは、町が一番最初にゴルフ場から買うというときに、その状況どうなんだというような質問に対しては、たしか答えていたと思うんですけども、そこは駄目なんです、想像に任せるしかないんですね。

昨年です、この買戻しに応じたのが。この状況、この買戻しについては、私もいろいろちょっと調べたんですけども、本来議会の議決を要しないものであったということなんですけれども、事前にこのことについては町と協議もあったと思うんですが、議会の議決をする前です、たしか全員協議会でも説明があったので。事前に、たしか社長は、どこのファンド会社かということ、相手先もあることだから言えないというふうにしておりました。町では、このカナディアン・ソーラーのファンド会社からお金を借りることは知らされておりましたか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

ファンドから融資をとというお話、説明は受けておりましたが、それが今の会社ということのところまでの説明は受けておりませんでした。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ですから、これが計画的に行われていたんじゃないかなというふうに私は再三申し上げております。

ゴルフ場として経営、運営してもらうことが望ましいというふうに思いますけれども、協定にあるように、薬菜地区の自然環境の保全と活性化及び振興のための具体策、支援策は考えておりますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 協定に基づいて、地域の振興策について、ゴルフ場はゴルフ場なりに一生懸命やっただけだろというふうに考えてございます。

具体的に、昨年から、秋に女子プロを招いたコンペイベントなども実施しておりますし、今年度も実施する予定でございます。今年度につきましては9月22日、23日ということで予定されていまして、既に募集したところ、定員いっぱいになっているということでございますし、こういったイベントの際にお出しするその景品につきましても、土産センターで取り扱っている地場産品等々を利用させていただいているということで聞いてございますし、また、その大会のときにチャリティーということで募金もしているようでございまして、その募金でお預かりしたお金につきましては、交通安全協会のほうに寄附をさせていただいているということで伺ってございますので、ゴルフ場はゴルフ場なりに一生懸命、経営と、あと地域貢献のほうをしていただいているのではないかなというふうに感じてございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 菓菜地区の振興策についてですけれども、裏菓菜の風力以外の活用法というのは考えたことないでしょうか、町長。

あの広大な土地、地域は、果樹の生産にも適しているという声も聞きます。例えば、葡萄沢というくらいですから、ブドウを栽培してワイナリー事業を展開する、こういったことも農業の振興と観光の振興にも寄与するものと私は思います。再生可能エネルギー以外の振興策を私は考えてほしいんですが、町長いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 誤解しないように言っておきますが、町が再生可能エネルギーを裏菓菜で進めているわけではありません。何の計画もございません。ここは間違えないでいただきたいと思います。

ブドウの栽培ですが、私もいいアイデアだと思っております。そういった人材がいらないかなということは前から考えております。一つの案だと思っています。ぜひ、味上議員、どなたかいらっしゃればご紹介いただければ、町としても支援をしてみたいと思っています。

皆様のご意見いただきながら、加美町振興公社、これが中心になって進めておりますので、振興公社と連携取りながら、今後やっぱりインバウンドも含めて取り組んでいく必要があるんだろうと。ゴルフ場もやはり国内だけじゃなくて、かつて韓国からたくさん来ておりましたけれども、インバウンドも含めてやはり取り組んでいく必要があるだろうと思っておりますので、連携を深めながら振興策図ってまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ゴルフ場なんですけれども、6月に私一回見に行ったんですよ、グラ
ンピングがどの程度進んでいるか。そのときに見てあのとおりだったので、非常にがっかりし
て帰ってきたんですが、ゴルフ場出たときに親子の熊と遭遇しました。だから、非常にあの奥
で風力やっているわけですから、そういったこと、ゴルフやっているところで熊が出てくると
いうのも、これ心配なことですよ。

最後に町長に伺います。

町長の再生可能エネルギーに対する考え方を改めて伺いますけれども、町長は、加美町にこ
れほどの数の計画がされること、これを推進するのか。特に、風力発電事業に関して、適切に
対応するとしていますが、事業者との協定やふるさと納税など、現状を見る限り、積極
的に風力発電を推進しているように思われてなりません。自然環境や住民生活に影響が懸念さ
れる風力発電を誘致するメリット、これは何か。町と町民にどのようなメリットがあるのか。
その理由を明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何度も申し上げますが、町が誘致をしたわけではございません。
これご理解いただけますでしょうか。何度も私お答えしていますし、根拠も示していますから。
これは、県が国の方針に従って再生可能エネルギー、風力を導入しようということでゾーニン
グマップを作って、その結果、風況のいいこの加美町に多くの事業者が計画を立てているとい
うことですので、これは誤解しないでいただきたいと思っています。

その中で、ですから、一方ですね、私は昨今のこの異常気象を見るにつけ、やはり火力発
電、CO₂を発生する火力発電、これは抑制していかなくちゃならない。そして、再生可能エネ
ルギーを国が言っているように、19%からですか、36%から38%まで増やしていかなくちゃ
ない。これは重要なことだと思っています。

そういった中で、おらいも駄目、おらいも駄目、おらいも駄目、どこにじゃあ再生可能エネ
ルギー、風力造れるんでしょうか。

私は、法律に基づいて環境影響評価をクリアした事業については、これは進めていくべきだ
ろうと、当然これは。それを阻止するものは何ものもない。県であれ、国であれ、これない
と思っています。じゃなかったら法治国家じゃないですね。国がつくった法律を遵守しながら進
めている事業、駄目だということであれば。ですから、それはきちんと法にのっとってそれぞ
れが対応していくということが、これ大原則だというふうに思っております。

その中で、やはりその事業が業者の利益になるだけではなく、いわゆる地域にしっかり貢

献してもらおうということを考える、あるいは、それを業者に要求するというか、交渉する、これは地元自治体としては当然のことだろうというふうに思っています。

恐らく10基建設されることによって、20年間で、少なく見積もっても2億円以上、少なく見積もってもですよ、少なく見積もっても恐らく3億円ぐらいになるでしょう。これは固定資産税の問題等もありますけれども、これも当然調整した上ですよ、地方交付税調整した上でも2億円を超える財源は、間違いなくこれ町に入ってきます。プラス地元貢献。先ほど申しましたように、雇用も生まれますね。それから継続的に道路の維持管理、様々な事業が、これはお金が地元に着くのは、これは間違いのない事実でありますから、そういったところをしっかりと担保するということが地元自治体としては大事なことだろうというふうに思っておりますので、しっかり協定書を交わして、そういったところは担保していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、4番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしといたします。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後3時45分 延会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月6日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 一條寛

署名議員 伊藤信行